

学生生活におけるAPUのポリシー

APUにおける多文化共生と人権尊重の重要性について

APUは、大学の基本理念として、「自由・平和・ヒューマニティ」「国際相互理解」「アジア太平洋の未来創造」を掲げています。

APUでは、100を超える国・地域から国籍・民族・宗教・文化的背景が異なる人々が、その設立理念に共感し、自ら、その担い手となるべくここに集い、教育・研究・社会貢献活動を行っています。

APUにおいては、「互いの存在を承認する」「人間として対等・平等であることを深く理解し行動する」「互いに憎みあうことなく、加害者にも被害者にもならない」、すなわち構成員一人ひとりが、人間としての尊厳と権利を大切にするという倫理観に基づいて学び活動し、それを社会全体に広げていくことが求められます。

大分県・別府市の一員として暮らす

APUがある別府市は、九州地方の東部にある大分県に位置している人口12万人の街です。

APUは、2000年4月、大分県・別府市との公私協力により、キャンパス用地の無償提供と約200億円の建設補助金を得て設立されました。また、多くの企業・財団や個人、政府、大分県、別府市、立命館学園からの国際学生や国内学生への奨学金は、APUの発展および学生の成長への大きな期待と善意によるものです。

みなさんが大分県・別府市の一員として、地域の発展に貢献していくことも大切な役割のひとつです。

APUの学生は、どこの国・地域の出身であっても、大分県・別府市の一員です。大分県・別府市の歴史や社会を知り、それを尊重し、地域とともに暮らしていることを忘れず学生生活を送ってください。

しゅうきょう 宗教

APUには、世界の多くの国から様々な宗教や文化的価値観を持った学生が集まっています。宗教は、それを取巻く文化や信仰する個人の生活習慣、考え方、生き方、また人生観そのものまで左右するものもあります。信仰の度合いも人により様々です。

様々な宗教観をもつ学生が集まるAPUは、全学生に公平に対応するために、宗教に関して、下記の原則を立てています。

1. APUでは個人の「信教の自由」を保障します。
2. 宗教活動に対しては、大学は原則として援助を行いません。
3. APU内の公共の場所において、下記のような宗教活動は禁じます。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

- ある特定宗教の為の布教等、その他宗教への援助、促進等になり得る活動、および同宗教団体からの支援を受ける活動。
- 他宗教への圧迫、干渉、侮辱等になり得る活動や反社会的活動、学生生活を送ることが困難になるような活動。

アルコール

1. 学生が日本の法律で飲酒を許可された年齢（20歳）に達するまでは、アルコール飲料（ビール、日本酒、ワイン、ウィスキー等）の消費及び所持は禁止します。
2. 飲酒する際の心得
 - 「一気飲み」は決してしない、させない（死に至ることもあり、大変危険です）
 - 飲めない人、飲みたくない人には無理やりすすめない
 - 体調が悪い日、風邪薬や痛み止め等の薬を飲んでいるときは飲まない
 - 食べながらゆっくり飲む
 - 飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる

ドラッグ

日本の法律に基づき、大麻、麻薬および覚醒剤等の所持、使用、売買、配布等の行為は犯罪として禁止されており、違反した場合は厳しい処罰が科せられます。また、これらの行為は、学問・研究の場である大学とは相容れない反社会的な行為であり、APUにおいても厳しい処分を伴うものとなります。

これらの行為は、学業の中断を余儀なくされる（国際学生においては入管法における退去 強制的理由に該当するなど、在留資格に関わります）だけでなく、あなたの健康を損なったり、ひいては人生そのものを狂わせることになりかねません。したがって、大麻等には一切関わらないようにしましょう。

大麻等の情報を得た場合は、速やかに警察に届け出て下さい。大学でも相談を受け付けています。

consult@apu.ac.jp

タバコ

学校法人立命館は、「立命館学園 キャンパス全面禁煙にむけた指針」を策定し、2008年度より具体的な取組みを実施しています。APUでも、喫煙人口を減少させ、受動喫煙を防止するために、この指針に基づく取組みを順次行っています。

現在APUではキャンパス内に3箇所の「喫煙エリア」を設置し、これらの場所以外での喫煙を禁止しています。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、日本では20歳未満の者の喫煙は法律で禁止されています。

違法行為・迷惑行為について

多くの学生は、APUの設立の理念・経緯を十分に理解し、学習・研究に励み、課外活動や地域交流活動にも積極的に参加し、充実した学生生活を送っています。しかしながら、一部の学生による地域社会での迷惑行為、犯罪行為があることも事実です。ゴミの廃棄、騒音、交通違反など、迷惑行為や違法行為はそれを起こした学生だけの問題ではありません。APUの学生全員と大学全体の評価を下げ、社会からの信頼と善意を踏みにじることになります。大分県と別府市の地域住民のみなさんからの信頼なくしては、みなさんの学生生活は成り立ちません。

性の多様性について

APUは基本的人権の尊重という観点より、性の多様性を尊重しています。いかなる性指向や性自認の学生も人権侵害を受けず、また、性指向や性自認を理由に不利益な扱いをされることも不快な思いや苦痛を受けることなく、本学において学修し、学生生活を送ることのできる環境づくりを目指しています。詳細は大学のホームページをご覧ください。スチューデント・オフィスのLGBT+相談員に相談することもできます（連絡先：apulgbt@apu.ac.jp）。

性の多様性に関する基本方針と本学の環境について

● URL : <https://www.apu.ac.jp/home/life/content57/>

● QRコード : 

がくせいちょうかい
学生懲戒

APUでは、学生が、学習・学生生活を送るにあたって、大学で定めた規則に違反する行為、他者の学習・学生生活の権利を侵害する行為、日本国・自治体が定めた規則等に違反する行為を行った場合は、厳しい態度で反省を促し、更生するために指導を行っています。学生懲戒は、学生自身が行った行為について、深く反省し、二度と同様のことを繰り返さないための教育です。

APUでの生活においては、学生が乗り越えがたい困難な事態に直面することがあるでしょう。その際に、APUという類まれな多文化環境、知的創造の場の一員であることを強く意識し、いかに自らを律することができるか、それぞれの学生が隣人に対して人類愛に基づく寛容な態度と粘り強い態度、対話に基づいて適切な相互批判ができるかということを考えて行動しなければなりません。重大な法律違反や薬物などについては、退学等厳しい処分を科しています。

しょうかい たいしょう こうい
懲戒の対象とする行為

こう 行	い 為
しけんなど 試験等	ふせいこうい 不正行為
レポート・演習・卒業論文等の提出	ふせいこうい 不正行為
情 報 倫 理 ・ 個 人 情 報 取 扱 い	に 違 反 す る 行 為
学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等	の 正 当 な 活 動 を 妨 害 す る 行 為
ハラスメント行為	
学生の本分に反する行為	
社会的諸秩序に対する侵犯行為	(犯罪行為)

がくせいちょうかいしよぶんひょうじゅんれい
学生懲戒処分標準例

懲戒の対象となる行為を行った場合は、先例に基づいて、学生委員会において懲戒処分を審査・決定します。

複数の行為に及んだ場合など、行為の内容により処分の軽重が変わります。学生懲戒処分標準例に記載されていない行為であっても、学生の本分に反する行為、違法行為、迷惑行為などは全て懲戒処分の対象です。また、学生懲戒処分を受けた場合は、各種規程に基づき学費減免・奨学金の停止・とりけしをおこなうことがあります。

こ う 行 為	し よ ぶ ん 処 分
スーパーや商店における万引き * 1	かいこく・ていがく・たいがく 戒告・停学・退学
せつとう 窃盗	かいこく・ていがく・たいがく 戒告・停学・退学
たにん 他人のID、パスワードの不正使用、履修登録の不正	かいこく・ていがく・たいがく 戒告・停学・退学
だいがくしゅうへん 大学周辺の迷惑駐車	かいこく・ていがく・たいがく 戒告・停学・退学
むめんきょううてん 無免許運転	かいこく・ていがく・たいがく 戒告・停学・退学
いんしゅううてん 飲酒運転	ていがく・たいがく 停学・退学
ていきけんなど バス定期券等の不正使用行為 * 2	かいこく・ていがく 戒告・停学
たいま まやく 大麻や麻薬などの薬物所持・使用行為	たいがく 退学
しけん ふせいこうい ろんぶん など ひょうせつ 試験の不正行為、論文・レポート等の剽窃 * 3	かいこく・ていがく・たいがく 戒告・停学・退学
ぼうりよくこうい 暴力行為	かいこく・ていがく・たいがく 戒告・停学・退学
せいぼうりよく めいかく ごうい 性暴力や明確な合意がない性交渉（一方が身体的・精神的に苦痛を負った場合）	かいこく・ていがく・たいがく 戒告・停学・退学
こうい ハラスメント行為	かいこく・ていがく・たいがく 戒告・停学・退学
みせいねん きつえん いんしゅ 未成年の喫煙・飲酒	かいこく・ていがく・たいがく 戒告・停学・退学

- *1 商品の返却や買い取りをしたとしても、万引きをしたという事実が消える訳ではありませんので、同様の処分となります。
- *2 これらの行為はすべて不正使用行為です。
- ・利用区間外の乗車での定期券の利用
 - ・利用期限切れの定期券の利用
 - ・券面の記名人以外の人による定期券の利用（自分が有効な定期券を持っていたとしても、他人の定期券を使用することは不正使用行為です）
- *3 試験の不正行為、論文・レポート等の剽窃に関する処分については、授業に関するウェブページを参照してください。

ていがく 停学について

ていがくたいしゅう
停学対象のフォーターやセメスターの履修科目が全て削除されます。従って、科目履修や単位習得ができなくなり、奨学金やビザ更新、資格外活動、卒業にも影響が及ぶことになります。セメスター停学となった場合は、卒業が延期となります。

ハラスメント

ハラスメント防止のためのガイドライン

立命館アジア太平洋大学は、大学の基本理念として「自由・平和・ヒューマニティ」「国際相互理解」「アジア太平洋の未来創造」を掲げています。また、2006年7月21日には立命館憲章を定め、国際相互理解を通じた多文化共生の学園を確立し、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人材の育成に努めるという指針を示しました。

人々が真に自由であるためには争いごとのない状態を必要とし、自由は人間の尊厳を求めるヒューマニティの精神、相互理解のもとではじめて開花します。

立命館アジア太平洋大学では、教職員や学生など立場の異なる人々が互に関わりながら、また、数多くの国や地域から国籍・民族・宗教・文化的背景などが異なる人々が集まって、教育・研究を始めとする諸活動が行われています。こうした環境のもとでは、個々人の意識や価値観の多様性を相互に理解しあうことがなおいっそう重要です。

立命館アジア太平洋大学は、大学の自治や学問の自由を守る視点から、性別、人種、言語、国籍、宗教などに関する差別、偏見、嫌がらせなどのいかなるハラスメントも容認しないことをここに宣言します。

立命館アジア太平洋大学は、次の点を重視してハラスメント防止に取り組みます。

- (1) 「自由・平和・ヒューマニティ」の基本理念に立脚した取り組みであること
- (2) 学生の学ぶ権利と学び成長する環境を保障する（学生は人間として対等平等であると同時に、成長過程である点にも留意しなければなりません。）ものであるとともに、ハラスメントを生み出さない労働環境を作り出すものであること
- (3) 「自由・平和・ヒューマニティ」を守り発展させる日常的活動の一環としてハラスメント防止を位置づけること
- (4) 中立性と公正性を備えて本学の全構成員の利益を擁護すると同時に、大学の自治の観点から責任ある問題の解決をはかるために実効性があること

本学の全構成員が、本学の理念と上記の視点に立ってハラスメントの防止に努めることを求めます。

ハラスメントを防止するために

立命館アジア太平洋大学は、先の理念と視点に立って、次の目的のために「ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定します。

- (1) 性別、人種、言語、国籍などに関する差別、偏見、嫌がらせなどのいかなるハラスメントも容認せず、
本学においてハラスメント行為が生じないように、教育と啓発活動を推進する。
- (2) 最も重要なことはハラスメント行為がおきないことであり、本学構成員がハラスメント行為者とな
らないことを目指す。
- (3) ハラスメント行為（ハラスメントと疑われる行為）が生じた場合には、当事者間の相互理解を深め、
事態の改善が図られるように大学として援助を行う。
- (4) 当事者間で問題の解決が図れない場合には、前記理念と視点に立って、大学としての解決を図る。

上記の目的を達成するために必要なハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）等の組織
を置きます。

ハラスメントとは

(1) ハラスメント

ハラスメントという言葉には、いまだ日本語としての適語がありません。日本の社会や各大学では、
セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、キャンパス・ハラスメント、パワー・
ハラスメントなどの用語が用いられていますが、確立した定義はありません。

本学では、性別、人種、言語、国籍、出身、宗教、思想、信条、職種、障害の有無などに関する
差別、偏見または嫌がらせをはじめ、教職員、学生または関係者が他の教職員、学生または関係者
に不利益や精神的苦痛を与える言動と定義します。

(2) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にさせる人権侵害の性的言動です。

- ① 性的（広義で用います）な言葉や行為によって、相手に屈辱感や精神的苦痛を感じさせたり、
不快な思いをさせたりすること。
- ② 性的な言葉や行為（性的なポスターの掲示等）によって、相手の教育、研究または職場関係を損
なうこと（「環境型」セクシュアル・ハラスメントと呼ばれています）。
- ③ 性的な言葉や行為によって、相手の望まない行為を要求し、これを拒否した者に対して、職場・
教育などの場において、人事、成績その他において不利益を与えるなどの嫌がらせを行ったり、
これらの不利益をほのめかしたりすること（「地位利用型」または「対価型」セクシュアル・ハ
ラスメントと呼ばれています）。

セクシュアル・ハラスメントは、一般マスコミでは、わいせつな行為や男女関係のもつれ、さら
に刑事犯罪までもを直接的に含むような文脈でのみ紹介されることも多く、その定義が誤解され、

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

きわめて狭く理解されている場合も少なくありません。実際には、こうした悪質なケースのみならず、従来は、さして問題がないと考えられてきた言動が、セクシュアル・ハラスメントとなることもあります。以下の点を保持して自分が行動できているか、という観点から、セクシュアル・ハラスメントについて、正しく認識することが大切です。

- ①相手の人格を尊重する
- ②相手が大切なパートナーであるという自覚をもつこと
- ③相手を性的な関心の対象としてのみ見る考え方をなくすこと
- ④異性を劣った性で見なさないこと

なお、このような立場から、同性間のセクシュアル・ハラスメントや性に関する固定観念にもとづく差別的言動も対象となります。

(3) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、性的な言動を含まないとしても、教育研究上の力関係、上下関係または優越的な地位を利用して行う言動により、相手を不快にし、また相手の研究上、教育上、就労上の利益や権利を侵害することです。アカデミック・ハラスメントを類型化すると以下のとおりとなります。

- ①教育上のハラスメント
 - 必要な教育的指導を理由なく拒否または放置すること
 - 過度の課題を強要すること
 - 学位や単位取得にかかわって不当な評価を行うなど、不公正な取り扱いをすること
 - 進路・就職について自由な選択を侵害またはこれを脅かすこと

などがあげられます。

- ②研究上のハラスメント
 - 研究テーマを与えない、機器・設備を使用させない、または研究発表を不当に制限すること（「研究疎外型」といいます。）
 - 研究成果や個人的アイデアを不当に流用すること（「研究搾取型」といいます。）

などがあげられます。

(4) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、教職員が職務上の地位または権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動です。

- ①就労に専念することができなくなる程度に就労上の環境が、不快なものになること
- ②昇任、配置転換等の任用上の取扱いや昇格・昇給等の給与上の取扱い等に関する不利益を受けることなどがあげられます。※

※パワーハラスメントは教職員のみでなく、学生においても起こりうるものです。

本ガイドラインの適用範囲および対象

本ガイドラインは、本学のすべての構成員を対象とします。即ち、本学を構成する教員（常勤・非常勤を問いません。）、職員（専任職員、契約職員、アルバイト等はもちろん、本学において就労する派遣労働者、委託業務従事者等を含みます。）（以下これらを総称して「教職員等」といいます。）、院生・学生（留学生、研究生、科目等履修生等、本学で教育を受けるすべての者を含みます。）（以下これらを総称して「学生等」といいます。）です。なお、TA・RA等、本学の教育・研究活動の補助的業務に従事する者も対象とします。

また、本学での修学、教育・研究または就労に重大な影響を及ぼす言動については、それが正課中か、勤務時間中か、キャンパス内か等、時間・場所を問わず、適用または準用されます。

さらには、教職員等については退職後も、学生等については卒業・退学後においても、在職中または在学中の被害または加害に対しては、本ガイドラインが適用されます。また、被害者または加害者の一方が本学構成員である場合にも、本ガイドラインが適用または準用されます。

ハラスメントを行わないための基本的心構え

ハラスメントをしないようにするためには、まず何よりも、基本的人権を尊重する立場に立つことが重要です。

ハラスメントは、個人や立場によって感じ方が異なるために、判断がつきにくいと思われがちです。判断がつかない場合は、例えば、セクシュアル・ハラスメントの場合、自分の言動が、自分の親族（やそれに準じた極めて親しい人々。配偶者・子供、恋人など。）に向けられた場合を想定してみましょう。もしそれが不快であれば、その言動はハラスメントに該当する可能性が高いと考えてください。

また、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントの場合、自分と相手の立場を入れ替え、同様の扱いを受けたとき、どのように感じるか考えてみてください。不公平と感じたり、やる気を減退したりするようであればその可能性は高いでしょう。

その上で、以下の点についても、十分に認識しておきましょう。

- (1) とくに性に関する言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、立場などにより差があり、セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかについては、相手の判断が重要であること。（親しさの表現のつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合が存在すること／この程度は相手も許容するだろうという勝手な憶測はしないこと／相手

- との良好な人間関係が生じていると勝手に思い込まないこと、等々に留意する)
- (2) 相手が拒否したり、嫌がったりしていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- (3) ハラスメントかどうかについて、相手から常に意思表示があるとは限らないこと。(ハラスメントを受けた者が、指導教員・上司などといった人間関係を考慮し、拒否できない場合も多いこと／拒否の意思表示がないことを同意・合意と勘違いしないこと、等々に留意する)
- (4) 勤務時間内・職場内におけるハラスメントにのみ注意するのでは不十分であること。(例えば、職場・教育の場における人間関係がそのまま持続する各種イベント・コンパ・宴会などの場面においても、ハラスメントに十分に留意する)

ハラスメントの被害に遭った場合

ハラスメントとは、ハラスメントを受けた側の責任で生じることがありません。自分を責めたり、我慢したりせずに、事態が悪化しないうちに、勇気をもって解決へ向けて行動してください。

(1) 自分で解決が可能な場合

ハラスメントは、相手が、自分の言動がハラスメントに該当していることに全く気づいていない場合もあります。相手と敵対的な関係にない場合などは、ハラスメントであり不快であることを、口頭または文書で相手に直接伝えましょう。

(2) 自分ひとりでは解決が難しい場合

立命館アジア太平洋大学では、ハラスメントの相談に対応するため、防止委員会のもとにハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を各オフィスに配置していますので、すみやかに相談してください。相談員の電話番号は、別途お知らせしています。相談は、電話または電子メールでも受け付けますし、プライバシーを守る場を設定し、対面して相談することもできます。相談員、調査および問題の解決に関与する全ての者には守秘義務を課しています。相談した内容が、相談者の了承を得ずに上述した者以外に漏れることは一切ありませんので、安心していちばん相談しやすい相談員に相談してください。

ハラスメントは、当事者以外には実情がわかりにくい場合もあります。ハラスメントを受けた、または受けたと感じた際には、誰から如何なるハラスメントを受けたかといったことを、詳しく正確に記録しておくことを心掛けてください。客観的に事態を判断する一助になり、問題の解決に役立つことがあります。

ハラスメントに関する相談を受けた本学関係者は、直ちに相談員に相談するように勧めてください。

(3) 緊急の場合

緊急の場合とは、身体に危険が及ぶ可能性がある状況を意味します。こうした場合には、身近に

いる人^{ひと}やオフィスなどに助け^{たす}を求め、場合^{もと}によってはただちに警察^{けいさつ}に連絡^{れんらく}してください。

(4) 問題解決^{もんだいかいけつ}に向けて^む

ハラスメントが長期^{ちようきかん}に及び、個別^{こべつ}の相談^{そうだん}などでは解決^{かいけつ}が不可能^{ふかのう}な場合は、大学^{だいがく}としての責任^{せきにん}ある解決^{かいけつ}を求め^{もと}ることができます。その際^{さい}には、相談員^{そうだんいん}に申し立て^{もうた}の意思^{いし}を表明^{ひょうめい}してください。防止^{ぼうし}委員^{いいんかい}会は、必要^{ひつよう}があればすみやかに調査委員^{ちようさいいんかい}会に調査^{ちようさ}を要請^{ようせい}します。

調査委員^{ちようさいいんかい}会は、直^{ただ}ちに関係^{かんけい}各方面^{かくほうめん}にヒアリング^{おこな}を行うなどの調査^{ちようさ}を行います。

防止委員^{ぼうしいんかい}会は、調査委員^{ちようさいいんかい}会の報告^{ほうこく}を受け、当該^{とうがい}ハラスメント行為^{こうい}が意図^{いとてき}的または悪質^{あくしつ}なケースであると判断^{はんだん}に至^{いた}った場合は、必要^{ひつよう}に応じて関係^{かんけい}諸機関^{しよきかん}とも協議^{きようぎ}しつつ、問題解決^{もんだいかいけつ}に向けて対応^{たいおう}します。

申し立て^{もうた}の手続き^{てつづ}について

相談者^{そうだんしゃ}は、大学^{だいがく}に対して問題解決^{もんだいかいけつ}のための申し立て^{もうした}をすることができます。これを申し立て^{もうした}の手続き^{てつづ}といいます。

申し立て^{もうした}の手続き^{てつづ}は、以下^いのような区分^{くぶん}・段階^{だんかい}がありますが、教育^{きよういく}・研究活動^{けんきゅうかつどう}を行う大学^{おこな}にふさわしい解決^{かいけつ}を目指^{めざ}します。

てつづ 手続き	てつづ がいよう 手続きの概要	てつづ しゅたい 手続き主体	おも きゆうさいそちかつれい 主な救済措置活例
ちようせい 「調整」	とうじしゃそうほう しゅちよう こうへい たちば 当事者双方の主張を公平な立場で ちようせい もんだいかいけつ はか てつづ 調整し、問題解決を図る手続き	ぼうしいんかい 防止委員会	りようこう しゅうがく しゅうがくかんきよう かいふく 良好な就学または就労環境の回復
ちようさ 「調査」	じじつかんけい こうへい ちようさ もと 事実関係の公正な調査に基づき、 げんせい そち もと てつづ 厳正な措置を求める手続き		もんだい かいけつ 問題の解決 ふりえきかいふく ひがしいやきゅうさい 不利益回復、被害者救済
つうち 「通知」	とくめい あいて 匿名のまま、相手にハラスメン トの相談があったことを伝達		ちようかいしよぶん けんとうかいし かんこくとうとう 懲戒処分の検討開始の勧告等々

申し立て^{もうした}は、その旨^{むね}、相談員^{そうだんいん}に申出^{もうしで}ることで行うことができます。申し立て^{もうした}は、相談員^{そうだんいん}がその内容^{ないよう}を正確^{せいかく}に把握^{はあく}するために防止委員^{ぼうしいんかい}会が作成^{さくせい}した定型^{ていけい}の書面^{しょめん}の提出^{ていしゆつ}によるものとします。申し立て^{もうした}があった場合には、ただちに、事務局^{じむきよく}を通じて防止委員^{ぼうしいんちよう}長に報告^{ほうこく}されます。防止委員^{ぼうしいんちよう}長は防止委員^{ぼうしいんかい}会を開催^{かいさい}し、申し立て^{もうした}に応じ、申立人^{もうしたてにん}の意向^{いこう}を尊重^{そんちよう}しつつ、調整^{ちようせい}に取り組み^{とく}ます。防止委員^{ぼうしいんかい}会が必要^{ひつよう}であると判断^{はんだん}した場合には、すみやかに調査委員^{ちようさいいんかい}会が、関係^{かんけい}各方面^{かくほうめん}にわたるヒアリング^{おこ}などを行ない、調査^{ちようさ}にあたります。必要^{ひつよう}に応じて弁護士^{べんごし}などの学外^{がくがい}の専門^{せんもん}家を専門委員^{せんもんいん}に委嘱^{いしよく}することがあります。

申し立て^{もうした}にん^{しよぞくぶもん}が所属部門^{しよぞくちよう}や所属長^{ほうこく}に報告^{のぞ}を望まない場合^{ばあい}や、氏名^{しめい}などの公表^{こうひよう}を望まない場合は、氏名^{しめい}などを伏^ふせて関係部門^{かんけいぶもん}の所属長^{しよぞくちよう}に事実経過^{じじつけい}及び問題解決^{もんだいかいけつ}の結果^{けつ}のみを報告^{ほうこく}します。

防止委員^{ぼうしいんかい}会による措置^{そち}

防止委員^{ぼうしいんかい}会が、緊急^{きんききう}に対応^{たいおう}が必要^{ひつよう}と判断^{はんだん}した場合は、関係機関^{かんけいきかん}に「措置^{そち}」を求め^{もと}ることがあります。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

例えば、教育的措置としてのゼミ・クラス変更や被申立人のメールアドレスの停止などが考えられます。なお、調査を実施した結果、調査委員会が、当該行為が意図的または悪質なケースであるとの判断に至った場合、その調査結果の報告を受けて防止委員会が解決の方向を提起し、必要に応じて関係諸機関とも協議しつつ、厳正な処分を求める等のことを行います。

教職員が職場等において、セクシュアル・ハラスメントやその他のハラスメント行為を行った場合は、就業規則に基づく懲戒処分の対象となります。同様に、学生においても立命館アジア太平洋大学学生賞罰規程に基づく学生処分の対象となります。防止委員会は処分の「勧告」を行うことになります。調整・調査過程で問題解決が図られた場合であっても、明らかにハラスメントがあったと認定されるケースにおいては同様に勧告を行います。「懲戒」についての最終的判断は、防止委員会が行うものではなく、別途定められた「懲戒手続（学生の場合は賞罰規程）」にもとづきます。なお、懲戒処分等の決定は、公正に行う必要があります。そのため、処分の決定に際しては、相手方に対して弁明の機会を与え、公平性を十分に担保することとします。

相談および申し立てと不利益扱いの禁止

ハラスメントに関して、相談ないしは申し立てを行った者に対して、相手方は嫌がらせや報復等不利益な扱いをしてはなりません。仮にそのようなことがなされた場合には本学として懲戒処分を含め厳正に対処します。

プライバシーの保護と懲戒処分の公表

相談員、防止委員会、調査委員会などハラスメントに関する相談または申し立ての各手続きに関与した者には、相談者のプライバシーを保護するため厳格な守秘義務を課します。懲戒処分等については、被害者の意思を最大限尊重しつつ、処分内容を公表することを原則とします。

啓発活動について

立命館アジア太平洋大学は、防止委員会を中心に、各種ハラスメントの防止に関する情報の収集と提供、相談員の指導・援助力量のレベルアップ、本学の全構成員に向けた教育や啓発活動などに取り組めます。

立命館アジア太平洋大学は、あらゆるハラスメントを生まない環境を作り上げる努力を今後とも続けていきます。

相談員について

スチューデント・オフィスのホームページにて、相談員一覧に連絡先が記載されています。

人間関係・恋愛トラブル

第2章

文化的背景や個人の考え方が異なれば、人間関係・恋愛についての考え方も異なります。自分では良好な関係であると思っても、相手が同じように感じているとは限りません。

人を好きになることは、他者と深くかかわることであり、素晴らしい経験です。同時に、難しい人間関係を抱えてしまうことも経験するでしょう。

一人ひとりが異なる恋愛観を持っています。あなたにとって他者との心地の良い「距離」はどのようなものでしょうか。恋愛において、「相手のことをもっと知りたい」「もっと一緒にいたい」という感情がわきあがることは自然なことです。しかし、自分の要求を押し付けたり、友人関係を狭めたり、いやなことをがまんしたりすることは、よい関係とは言えません。

いやなことに対しては、勇気を出して、はっきりと「NO」と言ってください。相手が「YES」と明確な同意の言葉、態度を示さない時には、合意がないと考えてください。特に、性行為は、その後、さまざまなトラブルに発展し、トラウマとなることもあります。

一人ひとりが、自分を大切にし、そしてお互いの意見や考え方の違いを尊重し、認め合っていくことが重要です。

自分を尊重し、相手を尊重する

- 恋愛の対象ではない相手であっても「友達だから大丈夫」と部屋などに2人だけにいることは避けましょう。合意のない性行為へ発展することがあります。
- 飲酒をした後に明確な合意がなく性行為を行った場合、刑事上の事件となることがあります。

ストーカー行為について

つきまといや待ち伏せ、監視していると告げる行為、面会や交際の要求、無言電話、拒否後の連続した電子メール・SNS等の送信などの行為は、相手に対して不安を覚えさせるものであり、このような行為を同じ人に対して繰り返して行うことを「ストーカー行為」といい、処罰の対象となります。

リベンジポルノについて

交際関係にある相手、交際関係にあった相手など他人の性的な画像を、インターネット上に公開するという行為は、たとえ実際に公開しないとしても、相手方にその意思を伝えた時点で「脅迫」という行為になります。他人の性的な画像を持ち出すことは、犯罪行為です。

デートDV

デートDVとは、未婚のカップル間で起こるDVのことです。身体的暴力だけではなく以下のような行為全て、デートDVに該当します。

交際中であっても、暴力は許されるものではありません。

もし、周囲で悩んでいると思いあたる人がいる時は、話を聴き、相談機関を紹介してあげましょう。

- 身体的暴力：殴る、蹴る、押す、叩く、物を投げつける、縛る、髪の毛を引っ張る、等
- 性的暴力：性行為の強制・強要、明確な同意のない性交渉、避妊をしない、等
- 精神的暴力：大声で怒鳴る、人前で馬鹿にする、所有物を壊す・捨てる、「殺す」「別れたら死ぬ」などの脅迫、等

- 社会的暴力：相手の家族・友人関係の監視・制限、メールや電話の監視や返信の強要、等
- 金銭的暴力：相手の金を勝手に使う、借りて金を返さない、等

このような行為を許容してはなりません。身近な人や相談機関に相談しましょう。

おおいたけん じょせいそうだんしえん 大分県こども・女性相談支援センター

〒870-0891 おおいたしえのくま ちょうめ ばん ごう
大分市荏隈2丁目3番1号

だいひよう
代表 Tel：097-543-5681 Fax：097-546-1399

メール：a12403@pref.oita.lg.jp

せいぼうりよくきゅうえん おおいた性暴力救援センター・すみれ

<https://oita-sumire.jp/>

そうだん DV相談+

10の言語で相談に対応します。日本政府が開設した相談窓口です。

<https://soudanplus.jp/>

TEL：0120-279-889 (24時間対応・日本語のみ)

メール：24時間受付・日本語のみ

チャット：日本語12：00－22：00、その他の言語 24時間受付

※メール・チャットは上記ウェブサイトへ送信フォームあり

じょうほう 情報・メディアリテラシー

じょうほうつうしんぎじゅつ しん ぽ ともな わたし せいかつ べん り がくせいせいかつ
情報通信技術の進歩に伴い、私たちの生活は便利になりました。学生生活において、さまざまなアプ
リやサイト、^{がくない}学内のネットワーク環境^{かんきょう}の活用^{かつよう}は欠かせないものとなっています。情報ネットワークは、^{じょうほう}積極的に活用すれば学習・生活の質が高まります。一方で、使い方を誤ると学習・生活に支障をきたし
ます。情報ネットワークは、^{ただ}正しく理解し、活用することが大切です。日本およびAPU内での個人
情報の管理や保護については、さまざまな法律や規則があります。これに違反した場合は、懲戒の対象
となったり、法律によって裁かれる可能性があることを理解しておきましょう。

ふせいりよう きんし APU Net IDの不正利用の禁止

たにん じょうほう かんり ほ ご ほうりつ きそく いはん ばあい ちょうかい たいしょう
他人のAPU Net IDおよびパスワードを使って、他人のキャンパスターミナルやmanaba、Campusmateなど
にアクセスすることは違法で重大な犯罪行為です。このような行為は絶対にしないでください。また周りでも
このような行為を見かけたり、被害にあった場合はすぐにアカデミック・オフィスに報告してください。
またこのような被害にあわないために、パスワードを他人に教えたり、安易に予想できるパスワード（誕生日
や学籍番号など）を設定することはしないでください。パスワードは定期的に変更してください。
あなたの大事な個人情報を守るのは、あなた自身です。

りよう SNS利用について

Facebook、X、LINEやInstagramなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）はたいへん
便利なものですが、インターネット上で世界中の知らない人たちと繋がることができるということは、
その分、多くの危険性も含んでいます。

りよう し SNS利用にあたって知ってほしい5つのこと

- (1) SNS上の情報は、必ずしも正しいものばかりではない。
- (2) SNS上においても、社会的ルールを守らなければならない。
- (3) SNS上の情報は、世界中に広まるものである。
- (4) SNS上では、匿名であったとしても、責任を伴う発言として取り扱われることがある。
- (5) SNSでの不用意な発言は、家族や友人にまで被害がおよぶことがある。

SNS利用における4つのポイント

1. SNS・インターネット上の情報を鵜呑みにしない

誤った情報を拡散するとあなた自身が加害者となる可能性もあります。

2. 他人の写真是無断で載せない

SNS上に写真を掲載しただけでも、その個人を特定することは簡単にできてしまいます。自分以外の人の写真や情報を無断で掲載すると、それはその人のプライバシー侵害となり、あなた自身が加害者となります。あなたは良いと思っても、相手は良いと思っていないとは限りません。写真のみでなく、他人の行動を公開する前にも、確認を本人に必ずとる必要があります。

3. 個人情報を掲載しない

一度あなたがインターネット上に掲載した情報は世界中に広がります。あなたが情報を削除したとしても、それを完全に削除することはほぼ不可能です。その掲載内容・発言は、一生残ってもいい内容ですか？ 十分に考えてから投稿しましょう。

4. 誹謗・中傷をしない

怒りに任せて、誰かの誹謗・中傷をSNSに書くことは非常に簡単です。SNS上での誹謗中傷は人権侵害となる可能性があり、名誉棄損罪や侮辱罪といった不法行為に該当します。また、匿名であったとしても、個人は特定されてしまいます。現実社会と同じく、悪口や常識を逸した発言は絶対にしないでください。

インターネットの被害

インターネットに掲載された「消費者金融で金を借りてくれれば謝礼を出す。返済はこちらがするから大丈夫。」などの誘いに乗り多額の借金を抱えさせられる事件が発生し、多くの若者が被害にあいました。他の悪質商法とは違い直接勧誘者の顔が見えないことから警戒心が薄れ、軽い気持ちで契約してしまうことが特徴的です。また勧誘した場合の紹介料を目当てにインターネットを利用したり、直接家族や友人を勧誘するケースも多く発生しています。借金が増えるばかりか、家族や友人からの信頼も失うことになります。

これは消費者金融に限らず化粧品や高額な貴金属類でも同様の被害が発生しています。今までは被害者であった者が他の者を勧誘することによりその時点で加害者となりうる大変危険なことです。

ワンクリック詐欺

申し込み画面も申し込み行為も無いまま「登録完了」と表示し、料金と称して金銭の要求画面を表示する「ワンクリック詐欺」の被害にあうケースが増えています。しかし、あなたのIPアドレスや契約しているプロバイダが表示されても、個人情報（あなたの氏名・電話番号・住所など）が特定されることはありません。対処法としては、相手の電話番号やメールアドレスなどの連絡先を着信拒否にするなどして、積極的な無視・放置が適切です。それでも不安な場合や、相手から何らかの電子的でない方法で連絡などがあった場合は消費生活センターに相談してください。

ちゅうい がくせいせいかつじょう
注意すべき学生生活上のトラブル

がくせいせいかつ おく なか だれ ま こ かのうせい
学生生活を送る中で、誰もがトラブルに巻き込まれる可能性があります。また、あなた自身が加害者になる可能性もあります。

ま こ ば あ い
トラブルに巻き込まれてしまった場合

ま こ じぶん かいけつ かん ば あ い すみ い か まどぐち そうだん
トラブルに巻き込まれてしまい自分で解決できないと感じた場合は、速やかに以下の窓口に相談してください。最初の対応を間違ってしまった場合、被害を大きくしてしまうこともあります。

たいおう まえ そうだんまどぐち りよう
やみくもに対応してしまう前に、ぜひ相談窓口を利用してください。

ほんがく そうだんまどぐち
本学の相談窓口

スチューデント・オフィス（B棟1階） TEL 0977-78-1104

かくきかん そうだんまどぐち きほんてき にほんご たいおう
各機関の相談窓口（基本的にすべて日本語のみ対応）

しょうひこうどう 消費行動（ネットショッピングなど）に関わるトラブル	
こくみんせいかつ 国民生活センター もしくは、 ^{もより} 最寄の自治体消費生活センター	しょうひしゃ 消費者ホットライン（188） ^{もより} ※最寄の相談窓口の紹介
はんざい 犯罪などに関わるトラブル	
^{もより} 最寄の警察署 おおいたんけいさつほんぶ 大分県警察本部サイバー犯罪対策課	TEL 097-536-2131

あくとくしょうほう
悪徳商法

がくせい ねら あくしつしょうほう ほうもんはんばい あま ことば らく もう はなし うら はなし の
学生を狙った悪質商法や訪問販売。甘い言葉や、楽しく儲かる話には裏があります。うっかり話に乗ってしまうと、あとで法外なお金を請求されてしまうことも多いのです。学生の本分は勉強です。はっきりと「いいえ」と断りましょう。

れい い か
例としては、以下のようなものがあります。

- (1) 高額セミナー：「あなたの隠れた能力を引き出してみませんか。」
- (2) 訪問販売：「消防署から来ました。下宿には消火器の設置が義務づけられています。」
- (3) キャッチセールス：街頭で「すみません。キャンペーンのアンケートに教えてください。」
- (4) アポイント・セールス：「あなたは海外旅行のプレゼントに当選しました。すぐに〇〇まで来てください。」
- (5) ネガティブ・オプション：頼みもしない百科事典が送られてきた。
- (6) 資格取得商法：「今なら〇〇は国家試験なしで資格がとれます。就職にも有利ですよ。」

- (7) マルチ商法：「^{しょうほう}すごく^{もう}儲かる^{しょうばい}商売^{はなし}の話があるから、^{いっしょ}一緒に^{せつめいかい}説明会^いに行かないか。」
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）：^{むげんれんさこう}電子メール^{こう}で「^{でんし}らくらく^{かねもう}金儲け^{かね}」「^{もう}お金が^{もう}儲かるのはこれしかない」といったメールが届く。

【悪徳商法にだまされないために以下の点に注意してください】

- ^し知らない^{ひと}人が^{した}親しげに^{こえ}声をかけてきた^{とき}時は^{ようちゅうい}要注意。
- 「^{はなし}話^きだけでも^{あいまい}聞いて^{たいど}みよう」などと^{ことわ}曖昧な態度をとらず^{ことわ}きっぱりと断る。
- ^{しょうひんかんゆう}商品勧誘^{かぎ}に限らず^{あいて}相手が^{ふめい}不明な^{でんわ}電話については^{じゅうぶんちゅうい}十分注意し、^{はなし}話の内容が^{ないよう}怪しい場合は^{あや}取り合わない。
- ^{あいて}相手を^{げんかん}玄関^{なか}の中に入れない。
- ^{でんわばんごう}電話番号・^{じゅうしょ}住所や^{よちよきん}預貯金など^あプライバシーを明かさな
- ^{じむしょ}事務所や^{かいじょう}会場に^{さそ}誘われても^{さそ}誘いに^の乗らず^{ことわ}断る場合は^{ばあい}その場では^{ことわ}はっきりと断る。

もし、^{すで}既に^{けいやく}契約してしまった^{ばあい}場合でも「クーリングオフ」という制度があります。^{けいやく}契約してしまったからといって^{すみ}あきらめずに^{てつづ}速やかに^{おこな}手続きを行ってください。

クーリングオフ制度とは

^{ほうもんはんばい}訪問販売の場合（^{ばあい}電話勧誘販売を含む）、^{でんわかんゆうはんばい}業者から^{ふく}適正な^{ぎょうしゃ}契約書面を^{てきせい}渡された日から^{けいやくしよめん}8日以内であれば、^{はんばいぎやうしゃ}販売業者に^{しよめん}書面での^{つうち}通知をすることによって、^{けいやく}契約の^{かいじょ}解除を行うことができる^{おこな}制度です。^{せいど}解約のための^{しよめん}書面は、できるだけ^{ないようしやうめいゆうびん}内容証明郵便を利用し、^{りよう}それができない場合は^{ばあい}書面の^{しよめん}コピーをとっておきましょう。

なお、^い以下の^{ばあい}場合は^{せいど}クーリングオフの^{てきよう}制度は適用されません。

- (1) ^{しょうもうひん}消耗品などで^{ぜんぶ}全部または^{いちぶ}一部を^{しょうひ}消費してしまった^{ばあい}場合
- (2) ^{げんきんとりひき}現金取引でその^{そうがく}総額が^{えんみまん}3,000円未満の^{ばあい}場合
- (3) ^{つうしんはんばい}通信販売で^{こうにゆう}購入した^{しょうひん}商品

公共の相談窓口（基本的にすべて日本語のみ対応）

^{おおいたけんしやうひせいかつ}大分県消費生活・^{だんじよきやうどうさんかく}男女共同参画プラザ

「アイネス」 TEL 097-534-0999

クレジット・消費者金融

クレジットカードは、^{しはら}支払いのことを^{かんが}考えて^{けいかくてき}計画的に^{つか}使いましょう。また、^{しょうひしやきんゆう}消費者金融・^{がくせい}学生ローンでは^{ぜったい}絶対にお金を^{かね}借り^かないようにしてください。

エセ (似非) 宗教

わかもの せんのう けんきん ぼきん かつどう はんしゃかいてき かつどう おこな しゅうきょうだんたい
若者を洗脳して献金・募金活動をさせたり、反社会的な活動を行っている、宗教団体とはいえない
だんたい
団体があります。

がくない がくがい と かんゆう う れんらく
学内・学外を問わず、おかしな勧誘やアンケートを受けたときはスチューデント・オフィスに連絡して
ください。

「摂理」の勧誘について

「摂理」については、マスコミでも大きく取り上げられ社会問題となりました。同集団は、関東、関西
を ちゅうしん こく こう しりつだい だいがくせい かんゆうかつどう かつぱつ おこな
を中心に国・公・私立大で大学生への勧誘活動を活発に行っています。

APUにも、キャンパス内での同集団による勧誘活動の情報が何度も報告されています。この集団の
てぐち はじ えいごがくしゅう えんげき
手口として、初めは、英語学習、バレーやバスケット、ゴスペルやコーラス、演劇などのサークルやイ
ベント、パーティーなどに勧誘し、その人の趣味や興味、関心に合った活動を共にし、仲良くなり
ゆうじんかんけい すす つ せいしょ かみ はなし すす じてん しゅうきょうだんたい
友人関係が進むに連れ、聖書や神の話に進んでいきます。その時点まで宗教団体であるということは
かく かめがわ ちく きょうどうせいかつ おこな じょうき とお がくない ふきよう
隠しています。亀川地区では共同生活も行われています。APUでは上記の通り、学内における布教や
かんゆうかつどう かた きん どうしゅうだん かんゆうかつどう ほんがくがくせい がくせいせいかつ じゅう がくしゅうけん しんがい おそ
勧誘活動を固く禁じています。同集団の勧誘活動は、本学学生の学生生活の自由や学習権を侵害する恐
れがある重大な問題です。みなさん、同集団の勧誘活動に十分注意を払い、誘いに乗らないようにして
ください。

※「摂理」の勧誘活動の特徴は、

- (1) キャンパス内のライブラリー、噴水前、カフェなどで勧誘員2, 3名が大学OB・OGや在学生
な の はな けいたいばんごう き
と名乗り話しかけてきて携帯番号、メールアドレスを聞く。
- (2) 初めは食事や遊び、英語学習、パーティー、スポーツなどに誘い、学生のサークルやまじめな
しゃかいじん ふく たの かい よそお と
社会人を含めた楽しい会という装いを取っている。

すで かんゆうかつどう う ひがい う だっかい こば おど
既に、こうした勧誘活動を受けて、被害を受けている、あるいは、脱会しようとして拒まれたり、脅さ
れたり、トラブルに巻き込まれている、といった学生のみなさんは、スチューデント・オフィスに相談
してください。また、キャンパスでのこうした勧誘活動を見かけた、誘われたという場合も、情報を速
やかにスチューデント・オフィスにお知らせください。

痴漢・いたずら電話等のいやがらせ

下宿先へのいたずら電話、痴漢行為や郵便物の抜き取りなど、いやがらせ行為が起こることがあります。

「自分は大丈夫」と過信せず、防犯に努めてください。

また、いやがらせ行為があれば毅然と対応し、迷わずにスチューデント・オフィスへ相談してください。

場合によっては警察へ届け出ることも必要です。

※上記のようなこと以外でも、トラブルに巻き込まれた場合や心配な点があれば相談してください。

交通関連のマナーと通学ルール

交通ルールは日本の法令により定められています。運転免許を取得したばかりの国内学生や国際学生にとっては、初めて知るルールもあるかもしれません。しかし、法令に違反したときは、様々な罰則や処分があります。また、学内にも通学ルールがあり、違反したときは、賞罰規程に基づき処分されます。交通ルールを違反した場合は、処罰されるだけでなく、人身に危害を与えたり、自らも事故の後遺症が残るなど、あなたの人生を大きく狂わせる恐れもあります。正しい交通ルールを理解し、快適な学生生活を送るようにしてください。

自転車の利用

自転車を買ったら防犯登録、もったら登録変更しましょう

自転車を買った時は、その自転車店で防犯登録をしてください。友人などから中古の自転車を譲り受ける時には、防犯登録がしてあるかどうかを確認する必要があります。登録済みなら、登録した人の住所・氏名・生年月日・登録番号を確認し、警察署で防犯登録の変更をしてください。

大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

2021年6月から大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。近年、APUでは自転車事故が増加しています。安全で適正な自転車の利用をお願いします。

大分県ウェブサイト <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13000/zitensyazyoure.html>

自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう。

改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。

放置自転車を拾ってはいけません

ゴミ捨て場や道端に、まだ十分に使える自転車が捨てられているのを見ることがあると思います。これらの自転車は「放置自転車」と呼ばれ、誰も実際には使っていないことがあります。しかし、それらの自転車を拾って使ってはいけません。日本では、自転車は盗難防止のために登録制になっており、そのような自転車も誰かの所有物です。また、その自転車は盗難に合った結果、偶然そこに放置されている可能性があります。もし、そのような自転車に乗っていると、あなたが「自転車泥棒」になります。

こうつう 交通ルール

いんしゅうんてん 飲酒運転

道路交通法第65条に「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」とあり、必ず守らなければならないルールのひとつです。「車両等」には「自転車」も含まれます。従って自転車の飲酒運転も違法行為になります。そのほか、酒気を帯びている人に車両等を貸すことや、運転する予定の人に酒を飲ませたり、その車に同乗することも違反です。飲酒運転は絶対にしないでください。

【罰則】

- 酒酔い運転：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ※車両を提供した人も同じ処罰です。
- 酒類の提供・同乗者
- 酒酔い運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒気帯び運転：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



むめんきょうんてん 無免許運転

道路交通法第64条により、免許を持っていない人が自動車、バイク（原付バイク含む）を運転してはいけません。また、国際運転免許証の場合、「原則として日本上陸後1年」が最大の有効期間です。期限をしっかりと確認して運転に臨んでください。期限が切れた国際運転免許証は無免許と同じです。（「国際運転免許証」については、「運転免許証について」（73～74ページ）を読んでください。）



【罰則】

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

なお、無免許運転をするおそれがある者に対して自動車等を提供し、提供を受けた者が無免許運転をした場合や無免許運転であることを知りながら、自動車等を運転して自己を運送するよう要求・依頼し、無免許運転をする自動車等に同乗した場合でも無免許運転幫助として罰せられます。

【罰則】

- 自動車等の提供：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 自動車等への同乗：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

スピード違反

道路交通法第22条により、最高速度が指定されている道路においては最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度を超える速度（以下の参考をご覧ください。）で走行してはいけません。
参考：法定最高速度（抜粋）

	いっぱんどう 一般道	こうそくどうろ 高速道路
げんつき 原付バイク	30km/h	—
じどうにりん 自動二輪	60km/h	100km/h
けいじどうしゃ 軽自動車	60km/h	100km/h
ふつうじどうしゃ 普通自動車	60km/h	100km/h



なお、日本の場合、「原付バイク」（原動機付自転車）は、運転免許が必要です。（一部の国では、「原付バイク」に運転免許が不要ですが、日本では運転免許が必要なので誤解のないようにしてください。）
また、法定最高速度は原付バイクの場合、30km/hです。

ノーヘル・原付バイクの二人乗り

道路交通法第71条の4により、バイクに乗る方は乗車用ヘルメットを被らなければなりません。同乗者も同様です。また、道路交通法第55条により、原付バイク二人乗りは禁止されています。
これらのほかにも、「信号無視」「右側通行」などが、しばしば見受けられる交通違反です。



交通事故に遭わないために

通学に限らず、生活のあらゆる場面において、交通事故に遭わないためには細心の注意を払うことが必要です。
加害者になり、学業が続けられなくなることもあり得ますので、保険に加入するなど十分な備えも必要です。

万一、交通事故に遭ったら

- ①加害・被害にかかわらず、示談の話をする前に、その場から直ちに警察に電話するなどして届けてください。警察官に事故状況を報告する義務があります。警察への届けがないと、損害保険などが受けられなかったり、相手から法外な治療費や修理代などを請求されることがあります。
- ②交通事故の相談は、まず、自分が加入している保険会社か、公的な相談窓口にご相談することをおすすめします。

お問い合わせ交通事故相談所
大分県交通安全協会
自動車安全運転センター

097-506-2166
097-532-0815
097-524-6420



バイクの運転について

日本でバイク（原付バイク含む）を運転する際には、①「運転免許証」と②「自賠責保険」加入が必要です。特に国際免許証でのバイクの運転について、日本では無効である国際免許証で運転していて、無免許運転として警察に検挙されるケースが多発しています。以下の説明をよく読み、無免許運転は、絶対に行わないように注意してください。学生処分の対象となります。

原付バイクも免許が必要

友人・知人からバイクを譲りうけるときの注意

そのバイクがすでに「廃車」または「名義変更」手続きが完了済みかどうかを確認しましょう。手続きが未完了のバイクは譲り受けないようにしましょう。また、同時に保険の状態についても確認しましょう。「安いから」とか「タダだから」と単純に飛びつくのは止めましょう。自分のバイクを他人に譲渡などする場合も同様で、上記の手続きを完了してからにしましょう。

運転免許証について

運転するときには日本で有効な免許証を携帯しましょう。有効な免許を持たずに運転した場合は、懲役3年以下または最大50万円の罰金を支払わなければなりません。国際学生が日本でバイクを運転するには、以下のいずれかの方法で免許証を取得していることが必要です。

【方法その1】

日本の運転免許証を取得する。

【方法その2】

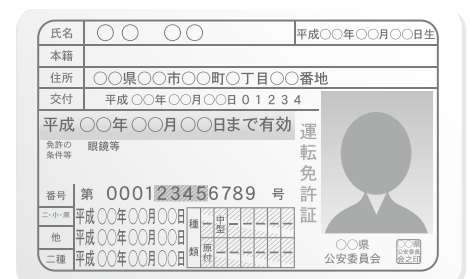
自国の運転免許証を日本で運転できるように切り替える。

【方法その3】

国際免許証（ジュネーブ条約によるもの）を取得する。

【方法その4】

下記の特定（国・地域）の運転免許証を持っている場合は、運転免許証と公的機関による翻訳文を常に携帯していれば日本でも運転することができます。ただし、有効期間や条件は国際免許と同様です。（スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾）



第2章 安全で健康な学生生活を送るために

にほん うんてんめんきょしょう しゅとく か き ばしょ と あ
日本の運転免許証の取得については、下記の場所にお問い合わせください。

おおいけんうんてんめんきょ
大分県運転免許センター TEL：097-528-3000
<https://www.pref.oita.jp/site/keisatu/menkyo-index.html>

APUの通学ルールとマナーについて

つうがく こうきょう こうつうきかん りょう ほんがく じどうしゃつうがく きんし ない
通学は公共の交通機関を利用しましょう。本学では自動車通学を禁止しています。キャンパス内への
むきよか じてんしゃ の い みと
無許可でのバイク・自転車の乗り入れも認めていません。

めいわくちゅうしゃ だいがくきんりん ろじょうちゅうしゃ べつ ぶ わん こうそく りょうしゃようちゅうしゃじょう ほか
迷惑駐車（大学近隣の路上駐車、別府湾SA、高速バス利用者用駐車場、APハウス他）はやめましょう。

めいわくちゅうしゃ おこな がくせい だいがく けいこく あた うえ がくせいしょうばつきてい ていがくしょぶん しょうがく
迷惑駐車を行う学生にたいしては、大学は「警告」を与えた上で、学生賞罰規程による「停学処分」「奨学
きんてい し きび しょぶん おこな ばあい
金停止」という厳しい処分を行う場合があります。

こうそく りょうしゃちゅうしゃじょう りょう ばあい じぜん じご とどけで ひつよう
高速バス利用者駐車場を利用する場合は、事前・事後にスチューデント・オフィスに届出が必要です（SA
しょうほうきょうゆう
と情報共有のため）。

めいわくちゅうりん じてんしゃ ほうち ていしゅうへん じてんしゃ ちゅうりん ほか しゃりょう つうこうぼうがい てんぽ
迷惑駐輪やバイク・自転車の放置、バス停周辺への自転車の駐輪による他の車両への通行妨害や店舗で
りょうがいちゅうしゃ さいきん しみん くじょう おお
の利用外駐車など、最近、市民からの苦情が多くなっています。

こんな場合は

- （身体に障害を持つなどの理由で）公共交通機関での通学は無理なので、車通学を許可してほしい。
⇒車通学の申請理由文書、公共交通の利用が困難と判断した医師の診断書や、その他の客観的に証明する書類、任意保険証書などを提出の上、審査が行われます。スチューデント・オフィスで相談してください。
- バイクで通学をしたい。
⇒バイク登録を行い、所定のシールをバイクに貼ることが必要です。入学時に配布した資料で、申請に必要なことを確認してください。クレオテック（A棟2階）で手続きを行っています。
- サークル活動で荷物搬入の車を入構させたい。
⇒スチューデント・オフィスで臨時入構の申請を受付けています。許可なく入構した場合は、上記の処分の対象になることがあります。
- バスの定期を購入したい。
⇒入学直後にスチューデントユニオンで販売を行っています。日程にご注意ください。

保険の加入について

自賠責保険は、バイクによる交通事故を起こした際に、被害者の人身事故を最低限保障するための保険です。これに加入していないバイクの運転は違法です。新規バイク購入時は販売店で加入手続きをしてください。通常は販売店が代理で手続きをします。知人・友人から譲り受ける場合は、そのバイクがすでに「廃車」手続き済みか「名義変更」済みであることを確認しましょう。「自賠責保険証書」は、運転中には常に携帯していることが必要です。不携帯の場合は30万円以下の罰金、未加入の場合は50万円以下の罰金になります。APUへバイク通学をするためには、任意保険への加入（対人：無制限、対物：200万円以上、搭乗者：200万円以上）が義務づけられています。自賠責保険は、被害者の人身部分の損害（怪我等）を保障するためのものであり、被害者の物損（自動車やバイク等の損害）や運転者側の損害は保険対象となっておりません。また、交通事故での治療費は健康保険の対象にならない場合があります。そのため、物損事故や自分自身の治療費までも補償する任意保険にも加入手続きをしてください。

クレオテック（本部棟2階）で、自賠責保険・任意保険の加入手続きができます。

自賠責保険の支払い限度額

死亡の場合	3,000万円/人
後遺障害の場合	75万円/人～4,000万円/人（程度により異なります）
ケガの場合	120万円/人

（事項例）

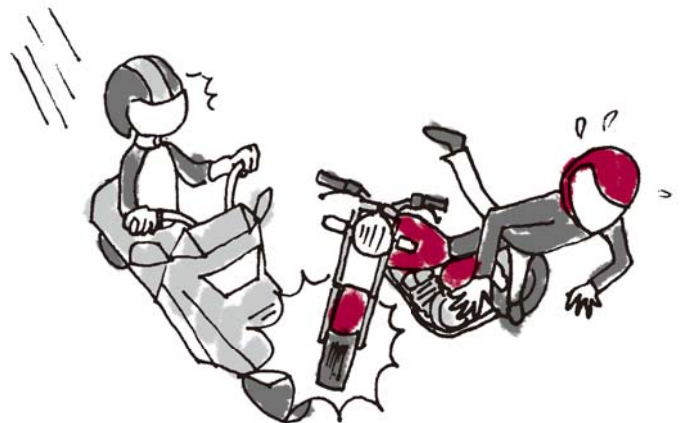
事故状況：

Aさんがバイク運転中に、交差点で停止していたBさんのバイクに、後ろ方向から衝突する。Aさん側の過失割合が100%と判断される。

損害額負担：

Aさんが、下記損害額を全て弁済する必要がある。

Bさん（被害者）	損害	人身
	運転者左腕骨折	治療費 100万円…(a)
	物損バイク修理費	100万円…(b)
Aさん（加害者）	損害	人身
	運転者右腕骨折	治療費 100万円…(c)



保険適用：

- (1) 自賠責保険 (a)のみ保障対象となる。
- (2) 任意保険 適切な保険に加入していれば、(a)(b)(c)全てが保障対象となる。

けんこうかんり 健康管理

ヘルスクリニック

みなさんが、学生生活を有意義に過ごすためには心身ともに健康であることが大切です。

1. バランスのよい食事（主食・主菜・副菜）を摂るよう心がけましょう。

1日3食、規則正しく食べるのが目標です。サプリメントに頼らず、普段の食事から栄養を補いましょう。また、無理なダイエットは禁物です。

2. 適度な運動は、体調を整えます。また、体重増加の場合は減量の効果もあります。

無理せず、大学生活の中で運動不足を感じない程度に、規則正しく体を動かしましょう。

3. 適度な休養・睡眠をとりましょう。できるだけ規則正しく睡眠時間を確保するよう心がけましょう。人

それぞれ違いますが、翌日に疲れが残らないことをひとつの目安にしてください。

「体調がおかしいな」と思ったり、健康面で不安がある時は、気軽にヘルスクリニックまで相談してください。



〈ヘルスクリニック開室時間・連絡先〉

開室時間：月～金曜日 10:00～17:00 Email : booking@apu.ac.jp

※閉室時間中に気分が悪い、ケガをしたなどの場合はスチューデント・オフィスに相談してください。

〈ヘルスクリニックでできること〉

①～⑥は、すべて無料で提供します。

①学内でのケガや急病の場合、*応急処置ができます。

*応急処置とは、

●傷口の消毒やガーゼ・包帯などで保護する

●軽度の体調不良者（かぜ・頭痛・歯痛・腹痛・胃痛・生理痛等）には1回分の常備薬（市販薬OTCに限る）を提供する

●安静が必要な方にはベッドでの休養を提供する……ことです。

②身体相談を行ったり、健康状態に応じて適切な病院や診療所を紹介します。

③健康診断の案内、健康診断後の尿検査の実施及び精密検査の案内を行っています。

④身長・体重（体内脂肪）・血圧測定を受けることができます。

⑤禁煙相談を受けることが出来ます（予約制）。

⑥海外渡航の予定のある方へ予防接種の相談や医療機関の紹介・予約を行います。

※ヘルスクリニックには、医師は常駐していません。病気の診断、投薬、注射など医療行為はできません。



〈ヘルスクリニックの利用方法〉

入口にある「ヘルスクリニック受付票」のQRコードからサーベイにアクセスし、学籍番号や氏名・利用目的等を入力して保健師に声をかけてください。

別府の医療機関

直接、病院で診療を受ける場合は、必ず保険証を持って行ってください。また、日本語のみの対応となる場合がありますので、日本語での会話が苦手な方は、友人や先輩など通訳のできる方に一緒に行ってください。別府市内の病院情報は、下記のウェブサイトなどから確認できます。

別府市医師会病院紹介（日本語）

<http://www.beppu-med.or.jp/ippan/medicalinstitution/>

おおいた医療情報ほっとネット（日・英・韓・中）

<https://iryo-joho.pref.oita.jp/>

メディカルアシスタント（国際学生のみ）

国際学生の皆さんは、日本の医療機関の受診や処方された薬の説明を受ける際、英語での通訳が必要と感じたことがあると思います。

症状に応じた適切な医療機関の紹介や受診の際に必要な医師や看護師、薬剤師とのやりとりにおいて必要となる通訳サポートを受けることができます。24時間365日、英語・中国語・日本語他、計18言語での通訳サポートを受けることができます。対応可能な言語は、以下の表を参照してください。APU国際学生専用の電話番号は、「03-3811-8124」となります。このサポートは、日本国内のみ利用可能で皆さんに一切の費用はかかりません。

＜対応可能言語＞

日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・タガログ語・ネパール語・マレー語・ミャンマー語・クメール語・ポルトガル語・スペイン語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

医療保険制度

どんなに健康に自信がある学生でも、ちょっとしたことがきっかけで病気やケガをし、医療機関で診療を受け、思いがけない高額の治療費を支払うことになる場合が本学の学生でもしばしばあります。このため、日本には、加入者が普段からお金を出し合って、医療費の自己負担を軽減し合う医療保険制度があります。

健康保険等の遠隔地被保険者証（国内学生対象）

- 国内学生は、すでに扶養者の健康保険等に加入している場合があります。この場合でも、診療時にはコピーされた保険証は使用できませんので、「遠隔地被保険者証」を発行してもらい携帯してください。
- 遠隔地被保険者証は、APUで「在学証明書」を取得し（40ページ参照）、これを父母等へ送付し、父母等の勤務先（保険者証交付機関先）へ申請すれば交付してくれます。
- 学生本人で、「国民健康保険」に加入する場合は、住民の届けをしている市区町村の役所／役場で加入手続きを行い、保険料（税）を納めてください。

国民健康保険（国際学生対象）

- 「国民健康保険」（略称：国保）は、病気やケガをした時に、国、居住している市区町村および個人が医療費を分担し、経済的な心配をすることなく治療が受けられることを目的とした医療保険制度の1つです。詳細は、国民健康保険中央会のホームページ（<http://www.kokuho.or.jp/>）の「国民健康保険制度」という項目で確認できます。
- 国保への加入義務
留学の在留資格を持つ国際学生（交換留学生含む）は、法律により、必ず国保に加入しなければなりません。また、勝手に脱退することはできません。国保をやめるときは、日本から出国し在留カードを日本に返すときや就職して会社の健康保険に加入するときなどに限られます。
- 国保への加入手続きと届け出
国保への加入手続きは、（市）役所等の国民健康保険担当課で行います。
入学前に日本国外に居住していた国際学生の場合は、入学後に行われるオリエンテーションの際に「取得届」と「国民健康保険税申告書」を提出してもらいます。後日、「国民健康保険被保険者証」（以下、保険証）が発行されます。保険証は毎年度交付され、翌年度からは毎年7月中旬に皆さんの住所に郵送されます。
また、入学前に日本国内に居住していた国際学生の場合は、新しく居住する場所の（市）役所（例：別府市役所）で住所変更の手続きを行う時に、あわせて国保の加入手続きも行ってください。
以前居住していた場所の（市）役所が交付した保険証は使えません。

●保険料（税）の支払いについて①

保険料（税）は、市区町村ごと、年ごとに異なります。保険料（税）は、毎年1月に、前年の日本での収入を申告し（「所得申告」といいます）、その申告に基づき、（市）役所が6月に決定します。決定後、6月から次の年の3月までの10回にわけて納付します。これは、国際学生も同様です。

保険料（税）は、前年の収入によって異なりますが、多くの学生の場合、収入が少ないので、「所得申告」をすれば、保険料（税）は大幅に減額されます。

APUの場合、毎年1月ごろに「所得申告」の案内をしますので、対象者は、期間内（約2週間）に手続きを行ってください。期間を過ぎた場合、皆さん自身が（市）役所で行うことになります。

※金額は毎年変更されます。（市）役所からの連絡を必ず確認してください。

●保険料（税）の支払いについて②

保険料（税）は、銀行口座を開設した時に、口座振替の依頼手続きをすることにより、自動引き落としができます。自動引き落とし日は、月末です。次月に通帳記入をすることにより、保険料（税）が振替されたかどうか確認できます。通帳には、「税金」「コクミンケンコウホケン」という文字が記載されます。振替依頼をしない場合またはできなかった場合は、（市）役所から小冊子「国民健康保険税納税通知書」が届きますので、それを持って（市）役所または金融機関へ行き、納期までに保険料（税）を納めます。保険料（税）を滞納していると、督促状の葉書が届きます。至急、それを持って（市）役所または金融機関へ行き、保険料（税）と督促料を納めましょう。滞納を続けていると、保険証の有効期間が短くなったり、保険給付が差し止められて治療費を全額支払うことになります。さらに、財産が差し押さえられるなどの処分の対象となります。

次の場合は、（市）役所の国民健康保険担当課へ必ず各自で届け出なければなりません。

- ・住所変更（APハウスの部屋番号が変わった場合も含む）や氏名変更をした場合
変更した日から14日以内に（市）役所に届け出てください。
- ・休学・交換留学などで、長期間日本から出国する場合や卒業し日本を出国する場合
出国する前に、（市）役所に行き、住所変更の届出とともに、国保の「資格喪失」の手続きを行い、保険証を返却してください。

もし、届出を怠った場合、日本に戻って居住する際に新しい保険証の交付を受けられない、出国中の保険料を納めなければならない場合があります。

●医療を受けるとき

病気やケガで医療保険を取り扱う医療機関に行った時、国保の保険証を提示すれば、健康保険法の適用を受ける医療費総額のうち30%の負担割合を支払うだけで医療を受けることができます。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

こくほ う いりよう れい 国保で受けられる医療（例）	こくほ う いりよう れい 国保で受けられない医療（例）
しんさつ 診察	よぼうせつしゅ けんこうしんだん 予防接種、健康診断
いりようしよち しゅじゅつ は ちりよう 医療処置、手術や歯などの治療	しれつきようせい びようせいけい 歯列矯正、美容整形
しよほうせん 処方箋	せいじよう にんしん しゅっさん ちゅうぜつ 正常な妊娠・出産・中絶
にゅういん しよくじだいのぞ かんご 入院（食事代除く）と看護	けんかやでいすい などによるケガや病気

ほけんしょう も いりよう う ばあい
保険証を持たずに医療を受けた場合は、いったん医療費を全額支払うことになります。しかし、
ごじつ し やくしよなど こくみんけんこうほけんたんとくか りようしゅうしよ
後日、（市）役所等の国民健康保険担当課へ領収書・レセプト・あなたの印鑑・銀行預金通帳を持っ
ていけばしんさ ばら もど う
て行けば審査により払い戻しを受けられます。

たにんめいぎ ほけんしょう しょう ばあい ほう ばつ
他人名義の保険証を使用した場合は、法で罰せられます。

やかん じかながい いりよう う ばあい いりようひ たか けっか ふたんがく おお
夜間などの時間外に医療を受けた場合は、医療費が高くなり、結果としてあなたの負担額も多くなります。

こがくりようようひ
●高額療養費について

びようき びよういん ちようきにゅういん こうがく いりよう う ばあい いりようひ じこふたん こうがく
病気により病院に長期入院したり、高額な医療を受ける場合は、医療費の自己負担が高額になる
ばあい ばあい ふたん けいげん そち じこふたんげんがく こ
場合があります。そのような場合に、負担を軽減させるための措置として、* 自己負担限度額を超え
たぶん いりようひ ばら もど せいど
た分の医療費が払い戻される制度があります。

じこふたんがく こじん ねんれい せたい しょとくじようきよう おう こうがくいりようひ しきゅうがく かげつ
自己負担額は、それぞれ個人の年齢、世帯、所得状況に応じ、高額医療費の支給額は、1ヶ月の
いりようきかん しはら じこふたんがく じこふたんげんがく さ ひ き
医療機関に支払った自己負担額から自己負担限度額を差し引いて決まります。

こうがくいりようひせいど りよう てつづ びよういん しんりようじよ りようしゅうしよ ほけんしょう いんかん ひつよう
高額医療費制度を利用するための手続きには、病院・診療所などの領収書、保険証、印鑑などが必要
になります。詳しくは、（市）役所の国民健康保険担当課へお問い合わせください。

じこふたんげんがく ていしょとくしや しくちようそんみんぜい ひかぜいしやなど えん
* 自己負担限度額：低所得者（市区町村民税の非課税者等）は35,400円（ただし、新入生は57,600円）

まとめ

- にゅうがくご
入学後のオリエンテーションで国保の加入手続きをしよう
- ほけんりよう しはら じどうふりこ
保険料の支払いは「自動振込み」にしよう
- まいとし がつ しょとくしんこく てつづ
毎年1月に「所得申告」の手続きをしよう
- ひっこ しゅつこく し やくしよ てつづ
引越しや出国のときは（市）役所で手続きをしよう
- じゅしん さい ほけんしょう も
受診の際はかならず保険証を持っておこう
- こくほ う いりよう
国保で受けられない医療もある

がくせいきょういくけんきゅうさいがいしょうがいほけん 学生教育研究災害傷害保険など

がくせいせいかつ おく 学生生活を送るにあたって、事故やケガのないように注意することは当然であり、大切なことです。しかし、万一、教育研究活動中に事故やケガが発生した場合に備えて、APUでは、保険料（掛金）を大学が負担し、在学する全ての正規学生を対象とした「学生教育研究災害傷害保険」（略称：学研災 <http://www.jees.or.jp/gakkensai/>）に加入しています。さらに特約として、大学の正課、学校行事または課外活動への参加の目的を持って、通学や学校施設等相互間の移動をしている間の傷害事故を補償する「通学中等傷害危険担保特約」（略称：通学特約）を付帯しています。

● 保険金請求に関する手続き

かくしゅしよるい こうふ ていしゅつさき
各種書類の交付や提出先は、スチューデント・オフィスの窓口です。

しょうがい じ こ はっせい
傷 害 事 故 の 発 生

しゅうかんい ない じ こ つうち
3週間以内に「事故通知はがき」をスチューデント・オフィス窓口へ提出

かんち ご ほけんきんせいきゅうしよしょうし まどぐち ていしゅつ
完治後「保険金請求書用紙セット」をスチューデント・オフィス窓口へ提出

ほけんがいしゃ せいきゅうしゃ こうざ ふ こ ほけんきん じゅりよう
保険会社より請求者の口座に振り込まれる保険金を受領

しはら ほけんきん い し ちりよう う 支払われる保険金（医師の治療を受けたとき）

たんばはんい 担保範囲	ちりようにつう 治療日数	いりようほけんきん 医療保険金	にゅういんかさんきん 入院加算金
せいにかちゅう 正課中 がっこうぎようじちゅう 学校行事中	にちいじょう 1日以上	3,000円～ 300,000円	にゅういん にち 入院1日つき 4,000円 (1日～180日)
つうがくちゅう 通学中 がっこうしせつなどそうごかん いどうちゅう 学校施設等相互間の移動中	にちいじょう 4日以上	6,000円～ 300,000円	
じょうきいがい がっこうしせつない 上記以外の学校施設内 だいがく とど で かがいかつどうちゅう 大学に届け出た課外活動中	にちいじょう 14日以上	30,000円～ 300,000円	

※ じょうきいがい こういしょうがいほけんきん しはら ばあい
※ 上記以外に、後遺障害保険金などが支払われる場合があります。

がっこうしせつない あいだ だいがく きん じかん ばしよ あいだ だいがく
「学校施設内」にいる間でも、APハウスにいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。ただし、どんな場合でも補償されとは限りません。更に補償の厚い保険を希望する場合は、大学生協や各保険会社が行っている「学生総合保険」「スポーツ安全保険」、「ボランティア活動保険」などに各自で加入してください。

インターンシップに参加する場合は、スチューデント・オフィスで「学研災付帯賠償責任保険Bコース」（略称：インターン賠）の加入手続きが行えます。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

健康診断

日本では、「学校保健安全法」という法律で、1年に1度健康診断を受けることが義務づけられています。そこで、APUでは、無料の「定期健康診断」を下記の要領で実施しています。

健康診断の目的

学生定期健康診断の目的は、以下の3つです。

- 健康上の問題を早期発見する。
- 自分の健康状態を把握し、健康の保持・増進に役立てると共に、自己管理を学ぶ。
- より良い健康状態で、心身ともに充実した大学生活を送れる。

健康診断で発見される健康問題の多くは、肥満などの生活習慣病です。メタボリックシンドロームなどの重大な健康問題は、学生の頃からの悪い生活習慣の蓄積によってさらに深刻化していきます。ですから、

この時期に、自分の健康状態を把握し、自己管理する習慣を身につけることは、より良い大学生活を送るために非常に重要な事であると共に、今後の健康を大きく左右すると言っても過言ではないでしょう。

また、重大な健康問題の一つに、結核などの感染症があります。

万が一、感染力の強い感染症が、キャンパス内で発生した場合、たちまち多くの学生や地域に広がり、集団感染へ発展する可能性もあります。結核等の感染症の発見には定期健康診断が有効です。自分自身と周りの人の健康を守るために、学生の皆さんは、毎年必ず健康診断を受診して頂くようお願いいたします。(感染症については、「感染症予防」(85ページ)を読んでください。))

健康診断の内容

(1)身長・(2)体重・(3)尿検査(蛋白・潜血・糖)・(4)血圧検査・(5)胸部X線検査*の他に、入学時や卒業年度には追加検査を実施しています。

追加検査 (入学時) 内科診察、血液検査、視力検査
(卒業年度) 視力検査

入学時には、今後の学生生活をより健康的なものにするために、詳しい検査を行ない、全体的な健康状態を把握できるようにしています。卒業年度には、就職や進学で利用する健康診断証明書の発行に必要な視力検査を追加検査として実施しています。

*胸部X線検査の被爆量は、日常生活で受ける被爆量よりも少なく、健康を害する危険性はありません。

健康診断を受ける時期

奇数セメスターと復学・再入学時に必須となっています。(下記参照)

	時 期	内 容
1 回目	入学時	入学時の追加検査あり
2 回目	第3セメスター開始後1週間以内	大学院の学生が卒業年度の場合は追加検査あり
3 回目	第5セメスター開始後1週間以内	学部生早期卒業対象者、もしくは大学院の学生が卒業年度の場合は追加検査あり
4 回目	第7セメスター開始後1週間以内	卒業年度の追加検査あり
5 回目以降	奇数セメスター開始後1週間以内	卒業年度の追加検査あり
その他	復学・再入学したセメスター開始後1週間以内、交換留学より戻ってきたセメスター開始後1週間以内	卒業年度の場合は追加検査あり

健康診断日程

健康診断は毎年以下の日程で行います。ただし、実施日や実施時間等若干変更する可能性もあります。健康診断についての詳細は、実施予定の前の月にキャンパスターミナル、学生生活に関するウェブページにてお知らせしますので、各自で必ず確認してください。

	春セメスター	秋セメスター
定期健康診断	新入生：4月初旬 在校生：4月初旬～中旬	新入生：9月末 在校生：9月末～10月頃

健康診断の場所

大分県厚生連健康管理センター（鶴見病院に隣接しています）

住所 別府市大字鶴見4333番地 電話 0977-23-7112

健康管理センターの場所は下記の地図を参照してください。

定期健康診断中は、健康管理センターとAPUを結ぶ無料シャトルバスを運行しています。

健康診断の際には、記入を済ませた「問診票」を必ず持参してください。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために



- APUから おおいたこうつう ばん の よしひろじんじやまえ てい げしや
大分交通バス51番に乗り、吉弘神社前バス停で下車
- JR 亀川駅 かめがわえき かの べつぶえき い の つるみびやういんひがしぐち げしや
亀の井バス6番（別府駅行き）に乗り、鶴見病院東口で下車
- JR 別府駅 べつぶえき かめ い ばん おおいたこうつう ばん の つるみびやういんひがしぐち げしや
亀の井バス6番か大分交通バス61番／AS61番に乗り、鶴見病院東口で下車
- 鉄輪 かななわ かめ い ばん の つるみびやういんひがしや
亀の井バス25番に乗り、鶴見病院前で下車

（重要）定期健康診断を受けなかった場合

- 結核、腎臓病、高血圧、糖尿病などの自覚症状のない慢性疾患の発見が遅れ、学生生活に支障をきたし、就職・進学時に最良の健康状態で、活動できなくなることがあります。
- 大学の健康診断証明書の発行ができません。なお、指定された期間外に健康管理センターで健康診断を受診した場合や、他の医療機関で受診した場合も、大学からの健康診断証明書は発行できませんので、ご注意ください。
- 国際学生授業料減免奨学金（減免100・80・65・50・30）・国内学生優秀者育英奨学金・国内学生修学奨励奨学金を受給している学生については、次セメスターより奨学金の受給が停止されます。
- スチューデント・オフィスで行っている学生支援（例：奨学金の新規・継続申請）を受けられません。

健康診断証明書

本学の健康診断を受けていれば、健康診断証明書を発行できます（詳細は39ページ参照）。ただし、本学の健康診断の結果に基づいて発行しますので、指定された健康診断証明書の内容が、本学の健康診断の内容で充足されない場合は発行できません。また即日発行はできませんので、日程の余裕をもつて申請してください。

健康診断証明書の発行時期

定期健康診断を受診した翌週の火曜日から、証明書の発行が可能になります。ただし、健康診断の結果、異常がある場合は、再検査を受けないと証明書の発行が出来ませんのでご注意ください。

● 健康診断証明書の有効期間

大学が発行する健康診断証明書は定期健康診断のデータをもとにして、春の定期健診受診者は翌年3月31日まで、秋の定期健診受診者は翌年9月20日まで、在学期間中は、発行できます。ただし、それぞれの企業や大学が特別に証明書の有効期限を設定している場合もありますので、注意してください。

感染症予防

感染症予防はあなたが感染症にかかって苦しく辛い思いをするのを防ぐ為だけに必要なものではありません。あなた自身が感染源となり家族や友人、周囲の人々に感染症を広げ、感染症が蔓延した社会を作らない為にも、感染症について正しく理解し、日頃の生活の中で予防を徹底することはとても重要なことです。

＜日常生活での感染症予防＞

感染症予防の基本は「手洗い」と「うがい」です。外出から帰った後や料理をする前、食事前には石鹸を使ってしっかり手洗いをしましょう！うがいは、のどについた汚れや細菌を洗い流すとともに、のどの粘膜を保護し、免疫の力を高めますので、帰宅時、起床時、就寝前に励行することで感染症を予防しましょう。

また、飛沫感染を起こす感染症の予防には、マスクが有効です。正しく着用しましょう。

海外渡航時の感染症予防

WHO（世界保健機構）は世界の三大感染症として、エイズ・結核・マラリアをあげて注意を促していますが、近年、エボラ出血熱や新型コロナウイルス感染症が大きなニュースとなったように、地球上には他にも気をつけなければならない感染症が多々あります。特に旅行中の環境変化などのストレスは、感染症に罹りやすい健康状態を作り出します。

以下、海外へ渡航する際に確認すべき感染症予防のチェック事項となっています。

全てのチェック項目を実施し、準備万端で渡航してください。

【渡航前・渡航中】

□ 危険な感染症から身を守る為に自分の渡航する地域に流行している感染症について知る。

- CDC (Centers for Disease Control and Prevention) Travelers' Health

<http://www.cdc.gov/travel/> (英語)

- FORTH (For Travelers' Health) 厚生労働省検疫所ホームページ

<http://www.forth.go.jp/> (日本語)

- Fit for travel <http://www.fitfortravel.nhs.uk/home>

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

※感染症の最新情報、国別に検索出来る感染症情報、奨励される予防接種など、海外での病気予防について必要な情報が掲載されています。

□ ホームページに掲載している「感染症予防の10カ条」をしっかり読む。

● スチューデント・オフィスホームページ>健康管理・定期健康診断>感染症予防>「感染症予防の10カ条」

● 渡航先の国への入国に必要、また、交換留学先が要求している予防接種の有無を確認する。

● 渡航先で流行している感染症のリスクを把握し、予防接種の必要性を自分自身で検討する。

● 予防接種が必要な場合、その希望する予防接種にどれくらいの期間が必要かを確認する。

※ 交換留学時などに、必須、または奨励される予防接種もあります。自分にどのような予防接種が必要とされるのか確認しましょう。また、予防接種は感染症に100%感染しない為のものではないことを理解し、自分を守る為に自分でどのように感染症を予防するのかを知り、実践出来る様に準備をしてください。

□ 渡航中の保険への加入・受診できる病院の検索方法の確認をする。

● 外務省在外公館医務官情報 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/> で自分の行く国を確認する。

● 加入した保険の内容に病院紹介や健康相談が入っているか確認し、そのサービスがある場合はどのように行なえばいいのかを知っておく。

【帰国後】

□ 2ヶ月間は、渡航中に感染症に感染している可能性があることを認識する。

● 下痢・嘔吐・腹痛・発熱・頭痛・のどの痛み・発疹などの症状があればヘルスクリニックに相談する。

※ 高熱、ひどい下痢や嘔吐がある場合などは、外出を控え、ヘルスクリニックへ電話またはメールで連絡してください。

たびレジ登録について

渡航先で事件や感染症などが発生した場合に、登録したメールに在外公館等から最新情報が届く、日本の外務省が行っている登録制度です。邦人の場合は、この情報をもとに国が保護確認も行います。メールアドレスは3つまで登録できるので、日本人以外の場合は、一緒に渡航する日本人がたびレジに登録する際に、一緒にメールアドレスを登録してもらえれば、緊急情報メールを受け取ることが出来ます。日本語のみの対応です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

健康的な学生生活を送るために

〈アルコール ～急性アルコール中毒は時に死をまねく！～〉

大量のお酒を短い時間で飲めば、肝臓での代謝が追いつかず、アルコールは血液の中にとどまることになります。その結果、アルコールの血中濃度が急上昇して、一気に「昏睡期」に陥ります。これが「急性アルコール中毒」です。こうなると、意識は混濁し、時には呼吸が麻痺したり、吐いたものをのどに詰まらせ死に至ることもあります。一時の盛り上がりで、友人・知人を死に至らしめるような権利は、誰にもありません。「イッキ飲みはしない、させない」絶対に守ってください！もし、イッキ飲みをして次のような症状が出てしまったら、すぐに救急車を呼びましょう。



- ①意識がない。ゆすっても、つねっても起きない
- ②全身が冷えきっている
- ③呼吸がおかしい。ゆっくりで途切れたり、浅くて早い
- ④大量の血や、食物を吐いている
- ⑤失禁している

〈タバコ〉

タバコの煙には、約4,000種類の化学物質が含まれており、そのうち200種類には有害性があり、さらに60種類以上の発ガン物質を含んでいることがわかっています。これは、喫煙者のみならず、副流煙を吸う非喫煙者にも同様の有害物質を摂取する可能性があるということでもあります。

喫煙、受動喫煙によって、肺がんなどの疾病リスクが高まることは知られていますが、そのほかにも、喫煙者は非喫煙者より集中力が低下しやすいなどメンタルヘルス上も問題があります。また、近年では「喫煙者は採用しない」という方針をもつ企業もあります。

さらに、近年は加熱式タバコを使用する人も増えています。加熱式タバコの煙にも、従来のタバコと同様にニコチンや発ガン性物質などの有害な物質が含まれています。加熱式タバコの方が従来のタバコより健康被害が少ない、などと宣伝されていますが、加熱式タバコは販売されてから間がなく、研究が十分に行われていないため、現段階で健康への長期的な影響について予測することは難しい状況です。

〈ドラッグ〉

近年、大麻などのドラッグが社会全体を揺るがしています。ドラッグが原因と見られる死亡事故や殺人事件など、みなさんもテレビやネット、新聞などで目にしたことがあるでしょう。こうしたドラッグはハーブやアロマオイル、バスソルトなどを装っていますが、麻薬や覚せい剤と同じか、それ以上に人体に有害な影響を与えます。ドラッグを吸ったり、飲んだりすると、意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難などを起こし、重体に陥ったり、幻覚や興奮のために他人への暴力など奇行に走ることもあります。

「一回なら大丈夫」「いやになればすぐにやめられる」などと安易に摂取してはなりません。大麻などのドラッグは、麻薬や覚せい剤と同様に常習性があり、あなた自身はもちろん、あなたの家族や友人、恋人をも巻き込んで不幸にします。絶対に手を出さないでください。

また、「ドラッグ」の情報を得たという場合は、速やかに警察に届け出てください。

〈性感染症〉

性感染症とは、性行為によって人から人へ、皮膚や粘膜から感染する病気の総称です。性行為にも様々な方法があり、膣でのセックス、オーラルセックス、アナルセックス等あります。これらの性行為を行えば、誰でも感染する可能性がある病気です。正しい知識を身につけ、性感染症を予防する事が大切です。また、性感染症にかかったとしても、早期に発見・治療を行えば、病気によっては完治します。完治できない場合でも重症化を遅らせる事ができます。知らない間に大切なパートナーに感染を広げてしまわないためにも、性感染症の症状がある場合や性感染症の感染が疑われる性行為を行った場合は、できるだけ早く医療機関を受診しましょう。

学生生活に関するウェブページには、性感染症の種類や症状、予防方法が詳しく掲載されています。各自で確認し、性感染症予防に役立ててください。ヘルスクリニックでは性感染症に関する健康相談を行っており、医療機関の紹介も行っております。検査を受けたい場合や、性感染症の感染が疑われる場合、何か心配な事がある場合は、いつでもヘルスクリニックまでご相談ください。

カウンセリングルーム

大学生活では、将来への希望をふくらませる一方で、様々な不安や悩み、思いがけない困難や問題を抱えることがあるかもしれません。今まで誰にも言えず1人で抱え込んでいたこと、こんなこと相談していいのかなと思っていることを、カウンセラーがその思いを聞きながら、一緒に問題を解決したり、みなさんの自己成長のサポートをしていく場所が「カウンセリングルーム」です。相談をしたいときはどんな些細なことでもかまいませんから、気軽に来室してください。学生の希望や必要がある場合は学外の専門スタッフや専門機関を紹介します。相談料は無料で日英 両 言語で対応します。相談内容の秘密は固く守られますので安心してください。相談を希望する場合は、予約が必要ですが、当日相談も可能です。

どんな相談でも構いません。例えば…

● 学業について

授業についていけない、グループワークが苦手…等。

● 対人関係について

友人、恋人、家族との関係に悩んでいる、コミュニケーションが苦手…等。

● 将来について

就職活動が不安、将来のことを考えるのが苦しい…等。

● 精神的な不調について

気分が落ち込む、イライラする、気分が不安定、意欲が湧かない…等。

● 体のことについて

夜眠れない、食欲がない、疲れやすい…等。

● その他

サークルやアルバイトでの困り事、なんか人と話したい、愚痴りたい、ほっと一息つきたい、…等。

〈カウンセリングルームの場所〉

場所：A棟1階のヘルスクリニック横にあります。

〈カウンセリングルームの開室時間〉

受付時間 月曜日～金曜日 10:00～16:30

カウンセリング時間 月曜日～金曜日 10:30～16:30

※カウンセラーのスケジュールは変更することがあります。カウンセリングルームホームページ
(https://www.apu.ac.jp/studentsupport/counseling_room/) でスケジュールを確認してください。

〈予約方法〉

①電話で予約…0977-78-1126 内線2444 (受付時間中)

②カウンセリングルームを直接訪ねる。(受付時間中)

③E-mailで予約 counseli@apu.ac.jp

※緊急の場合でカウンセリングルームが閉室している場合は、ヘルスクリニックまたはスチューデント・オフィスに相談してください。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

救急措置の手順（心肺蘇生とAEDの使用方法）

〈人が急に倒れた・意識がないようだ！その時……〉

- ① 大声で呼びかける 「大丈夫ですか！」
- ② 肩を軽くたたき、反応があるか、ないかを確認める
- ③ 大声で、応援を呼ぶ
- ④ 119番（教室からの場合、#119）で救急車を呼び、中央監視室（内線：2810）またはA Pハウスの場合は管理人室（内線：ハウス1 534-9500／ハウス2 535-9500）に連絡
- ⑤ 中央監視室または管理人にAEDを依頼する

〈「呼吸がない！」その時……〉

- ① 胸骨圧迫をする
強く（成人は少なくとも胸骨が5cm沈む強さ）、早く（少なくとも100回/分）、絶え間なく（中断は最小限に）
- ② 人工呼吸
人工呼吸ができないか、ためられる場合は、胸骨圧迫のみを続ける
- ③ 胸骨圧迫30回＋人工呼吸2回を繰り返す
- ④ AEDを使用する

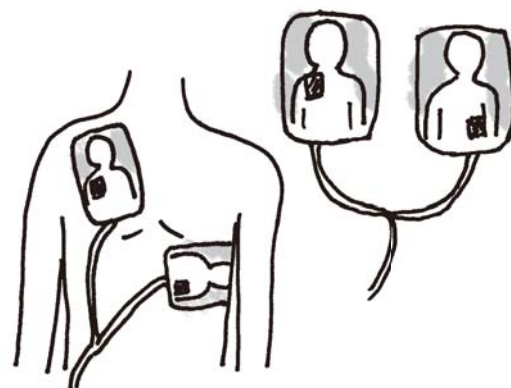
AEDの使い方（詳しくはAEDに添付されています。）」

1. AEDの電源を入れる（ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります）
2. 電極パッドを傷病者の胸に貼る（貼る位置は、パッドに描いてあります）



パッドを貼る時の注意点

- ① 肌に直接貼る
- ② 傷病者の胸が濡れていたら、拭く
- ③ 胸に貼り薬があり、パッドを貼る際に邪魔になる時ははがし、肌に残った薬剤をふき取ってからパッドを貼る
- ④ ペースメーカーや除細動器が胸に埋め込まれている場合は、8cm以上離してパッドを貼る
- ⑤ 一度パッドを貼ったら、はがさない。胸骨圧迫もパッドを貼ったまま行う



3. 心電図の解析

パッドを貼り付けると、その傷病者に電気ショックが必要か、不要か自動的に判断します。

(心電図の解析)

この時、「離れてください」と音声流れるので、周囲の人に傷病者から離れるように促します。

4. AEDの音声に従う

① 「電気ショックは不要です」		② 「電気ショックが必要です」	
↓	↓	↓	
いき 息がない	いき 息がある	じゅうでん かんりょう 充電が完了するまで、	はな 離れたまま
↓	↓	↓	たいき 待機します
しんばいそせいほう つづ 心肺蘇生法を続ける (パッドは貼ったまま・ AEDの電源は入れた まま)	かいふくたいい かんさつ 回復体位にして観察 をつづける 	じゅうでん かんりょう 充電が完了すると「ショックボタンを押してく ださい」等のメッセージと共にショックボタン が点滅します	お お

5. 除細動を行う (ショックボタンを押す)

「みんな離れて!」と傷病者に誰も触っていないことを確認しながら(目線は傷病者を見たまま)、ショックボタンを押します。
傷病者に触れていると、その人が感電する恐れがあります。決して傷病者から目線を離さないでください。



6. 心肺蘇生法を始める

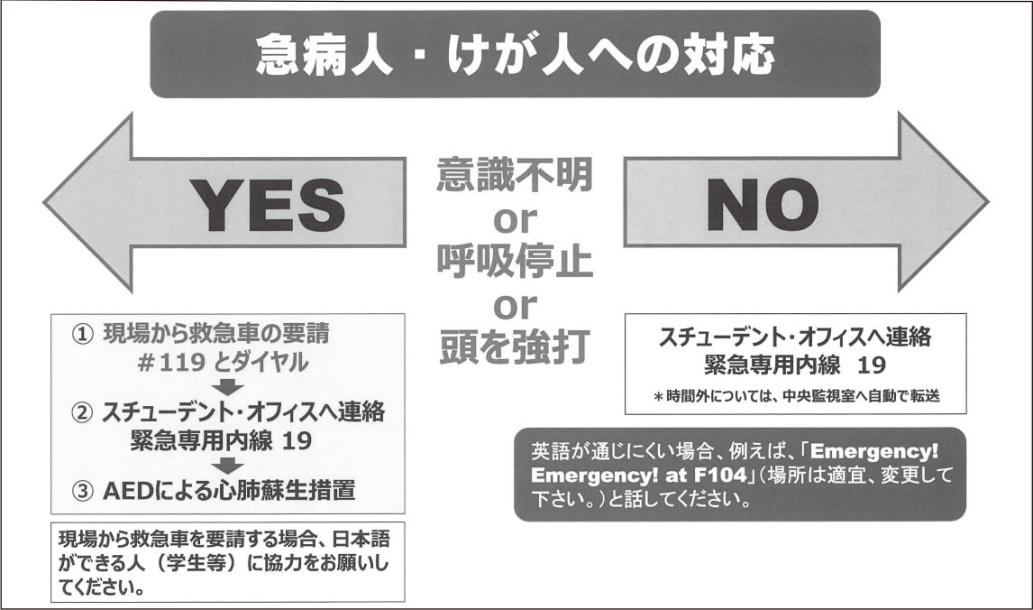
除細動を行ったら、すぐに胸骨圧迫から始めます。胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返します。

救急車が到着しても、すぐに止めるのではなく、救急隊員の指示に従ってください。

※疲れたら、胸骨圧迫を別のひとと交代しても支障はありませんが、その際、胸骨圧迫の中断時間なるべく短く(5秒以内)してください。

7. 体調不良者が^{たいちょうふりようしゃ}出た際の緊急対応

急病人・ケガ人^{きゅうびょうにん}などが^{にん}教室で^{きょうしつ}出た際は、以下のフローに従って^い対応する^かようにしてください。



しょう がくせい たいおう
障がい学生対応しょう がくせい たい しえん
障がいのある学生に対する支援について

立命館アジア太平洋大学 障がい学生支援に関する方針（ガイドライン）にもとづき、障がい学生支援を行うとともに、その活動を通じて、すべての学生の学びと成長に寄与する取り組みを行います。支援内容については、障がいの内容や制度、所属する学部（以下「学部」）の学びの特徴と障がい学生のニーズにもとづいて、個別に検討します。

りつめい かん たいへいよう だいがく しょう がくせい しえん かん ししん
立命館アジア太平洋大学 障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）

立命館アジア太平洋大学（以下「本学」）では、以下の指針（ガイドライン）に基づき、身体障がい、発達障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいがある学生（以下「障がい学生」という。）の支援を行う。

ただし、本指針（ガイドライン）は、支援制度の基準、根幹を定めたものであり、支援内容については、障がいの内容や制度に応じ、個別に必要な合理的な配慮を検討し、障がい学生や関係者と十分な協議を経た上で決定する。

しえん りねん
1. 支援理念

本学に従事する全ての教職員は、本学での修学において支援を求める学生が、本学での学びの経験を通して、成長し社会につながっていく、そのプロセスを支援する。また本学は、本学に在籍する学生及び関係者が本指針を理解し、共に協力し合うことを期待する。

き ほん ほう しん
2. 基本方針

- 1) 本学の教職員は、本学に在籍する障がい学生が、障がいのない学生と分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう支援を行う。
- 2) 障がい学生の支援を通して、すべての学生の学びと成長に寄与する取り組みを行う。
- 3) 障がいのある学生に対する支援は、原則として本人からの支援要請に基づき行うものとする。
- 4) 支援内容の判断が困難な場合には、障害者基本法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」報告（第一次まとめ・第二次まとめ）が定める基準、取扱いを参考とし、学生の個別事情及び本学の環境等を勘案して判断する。

しえん もくてき
3. 支援の目的

本学の障がい学生支援は、障がいを理由として教育や学習の権利が不当に損なわれることのないよう取り組むことを第一の目的とする。同時に、修学の上で必要に応じて適切な支援を行うことや、支援活動を通じて、よりよい人間関係を養うとともに、支援者が障がいについて理解できる場を提供する。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

また支援を通じて障がい学生が自らの特性を理解し、必要な支援およびリソースについて主張することができる「セルフアドボカシー（自己権利擁護）」スキルの養成も目的とする。

4. 支援体制

本学における障がい学生の支援者は、本学の教職員及び障がい学生を支援する本学の学生サポーターとし、学外の障がい者支援の専門家等とも緊密に連携を図る。

本学は障がい学生への支援を全学的に行うために、スチューデント・オフィス内に「障がい学生相談受付」を設ける。またスチューデント・オフィス、アドミッションズ・オフィスに「障がい学生支援相談員」を配置し、学生等へ公開する。学生はスチューデント・オフィスの「障がい学生相談受付」だけではなく、直接、相談員に相談することもできる。

「障がい学生相談受付」は、障がい学生から受けた相談内容に応じ各オフィスの相談員に繋ぎ、相談員は障がい学生の修学支援及び関係部局間や支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行う。

5. 個人情報の保護と守秘義務

- 1) 支援者が支援をする上で知り得た障がい学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。
- 2) 障がい学生への連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での個人情報の共有を行うことができる。

6. 情報公開

本学の障がい学生支援方針、支援体制や相談の進め方また支援内容等について、本学ホームページなどを活用し、学生や志願者等に適宜、適切な方法で周知する。

7. この指針（ガイドライン）に関する事務は、スチューデント・オフィスが行う。

8. この指針（ガイドライン）の改廃は、学生委員会、教学委員会の議を経て、学長が決定する。

付則

この指針（ガイドライン）は、2016年4月1日から施行する。

この指針（ガイドライン）は、2024年4月1日から施行する。

障がい学生の相談窓口

オフィス名	連絡先	相談内容
スチューデント・オフィス	apudss@apu.ac.jp	障がい学生相談受付、生活相談 履修相談、進路、就職相談
アドミッションズ・オフィス(国内)		入学後の履修相談
アドミッションズ・オフィス(国際)		入学試験、入学後の生活、履修相談

住居

APハウス (寮)

1. 入寮資格

APハウス 1	がくぶ こくさいがくせい がくぶ こくないがくせい にゅうりょうきぼうしゃ 学部の国際学生、学部の国内学生の入寮希望者、レジデント・アシスタント、
APハウス 2	がくせい しんたいてきじょうなとくべつ りゅう にゅうりょう てきせつ がくせいぶちょう はんだん 学生のうち身体的事情等特別な理由により入寮が適切だと学生部長が判断した
APハウス 5	もの た がくせいぶちょう みと がくせい 者、その他学生部長が認めた学生
APハウス 3	だいがくいんせい とくべつちようこうがくせい か もく とうりしゅうせい 大学院生、特別聴講学生または科目等履修生、レジデント・アシスタント、
APハウス 4	がくぶ かいせいいがい にゅうりょうきぼうしゃ 学部1回生以外の入寮希望者

2. 駐車場・駐輪場

- APハウス敷地内では、学生による駐車は基本的に禁止されています。ただし、引っ越しの時のみ例外的に認めています。その際は必ず管理入室で「臨時入構許可証」を発行してもらってください。
- APハウス敷地内にバイクで入構する際は、バリカーゲート手前でエンジンを切り、所定の駐輪場までバイクを押して行ってください。出構する際は、バリカーゲートまでバイクを押して行き、バリカーゲート外にてエンジンをかけてください。

アパートへの引っ越し

以下の手順に沿って準備を始めましょう。

1. 不動産会社に行く

2. 物件を選ぶ

※ルームメイトとは一緒に住めないアパートもあります。よく確認しましょう！

3. 物件を見学する

4. 申込手続をする

5. 契約を結ぶ

6. 契約金を支払う

7. 入居する

大学内にある(株)クレオテックは、アパートの紹介を行っています。
まずは、(株)クレオテックに行ってみましょう。
本部棟 2F：不動産／保険

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

さいしよ かね れい 最初にかかるお金（例）	
しききん れいきん 敷金／礼金	やちん やく かげつぶん 家賃の約1ヶ月分
やちん まえばら 家賃（前払い）	よくげつぶん やちん 翌月分の家賃
	つき とちゅう にゆうきよ ばあい ひ わ やちん よくげつぶん やちん 月の途中で入居する場合：日割り家賃と翌月分の家賃
ちゅうかいですりよう 仲介手数料	やちん かげつぶん 家賃の1ヶ月分

※その他に保険料、自治会費等がかかる場合があります

ぶっけん さが
物件を探す

- かなら へ や けんがく
必ず部屋を見学しましょう。
- へ や なか しゅうい かんきょう たいせつ しゅうへん やかん ようす かくにん
部屋の中だけでなく、周囲の環境も大切です。周辺の夜の様子も確認しましょう。
- きぼうじょうけん ぶっけん けんがく くら よ
希望条件にあった物件をいくつか見学し、比べてみるのも良いでしょう。

けいやく
契約する

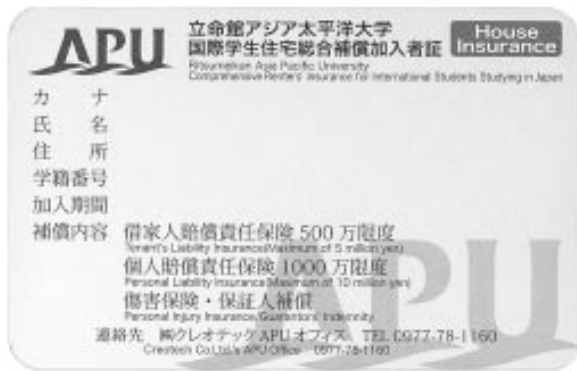
いっばん にほん けいやく にほんじん れんたいほしようにん ひつよう
一般に日本では、アパートの契約には日本人の連帯保証人が必要となります。

- こくないがくせい ばあい
国内学生の場合
かぞく けいひしべんしゃ そうだん けいやく
ご家族や経費支弁者と相談のうえ、契約をすすめてください。
- こくさいがくせい ばあい
国際学生の場合
ふどうさんがいしゃ ぶっけん けいやくじ ほしやうがいしゃ りよう れんたいほしようにん けいやく おこな
不動産会社で、物件の契約時に保証会社を利用すれば、連帯保証人をたてずに契約を行うことができます。

※保証会社の利用ができない場合は大学に相談をしてください。

- ① ぶっけん き おおや ふどうさんがいしゃ もう こ
物件が決まったら、大家さん・不動産会社に申し込みをする。
がくせいしやう ざいりゆう こくさいがくせいじゅうたくそうごうほしやうせいどかにゅうしゃしやう がっけんさいふたいがくせいせいかつそうごう
学生証、在留カード、国際学生住宅総合補償制度加入者証^{*1}または学研災付帯学生生活総合
ほけんかにゅうしゃしやう ひつよう
保険加入者証^{*2}が必要です。
- ② もうしこみしよ おおや ふどうさんがいしゃ ていしゅつ
申込書を大家さん・不動産会社に提出する。
にゅうきよ ひ き おおや ふどうさんがいしゃ けいやくしよ さくせい
入居する日が決まったら、大家さん・不動産会社が契約書を作成します。
- ③ けいやくしよ う と ないよう かくにん しょうち けいやくしよ いんかん お
契約書を受け取り、内容をよく確認、承知のうえ契約書にサインし印鑑を押す。
にほん けいやくしよ いんかん ひつよう ふよう ばあい かくにん
日本の契約書には印鑑が必要です。不要の場合もありますので、よく確認をしてください。
- ④ おおや おういんずみ けいやくしよ ふどうさんがいしゃ う と けいやくかんりよう
大家さんのサインと押印済の契約書を不動産会社から受け取り、契約完了。

2021年度以前入学者



*1 国際学生住宅総合補償加入者証

2022年度以降入学者及び保険更新者

学研災付帯学生生活総合保険加入者証

〒123-4567
住所 東京都千代田区丸の内

扶養者氏名 東海 太郎 様
（扶養保険が適用されていない場合は、被保険者本人）

作成日:20XX年4月1日

＜団 体 名＞	
公益財団法人 日本国際教育支援協会	
＜大 学 名＞	
〇〇大学	
＜被保険者氏名＞	＜生 年 月 日＞
トウカイ ハナコ	19XX年4月1日
＜加入者番号＞	＜保 険 期 間＞
012345678910123	20XX年4月1日 午前0時00分 20XX年4月1日 午後0時00分

保険種類(下段:証券番号)	タイプ	補 償 内 容	保 険 金 額
学研災付帯学生生活総合保険 (4753XXXXXX)	J	死亡・後遺障害	XXX万円
		治療費用	実費
		傷害入院(日額)	X,XXX円
		傷害通院(日額)	X,XXX円
		救護者費用	XXX万円
		賠償責任	対人・対物事故 X億円(自己負担0円) テラーのみ損壊事故 XXX万円
		育英費用	—
		学資費用(傷害)	—
		学資費用(疾病)	—
		生活用財産(下宿生用)	—
		借家人賠償責任(下宿生用)	—
		感染予防費用(係属学生生用)	—
		合計保険料	XXXXXX円

この度は、東京海上日動火災保険の学研災付帯学生生活総合保険にご加入頂きまして有難うございます。
ご加入の覚えとして、この加入者証をお渡しいたします。

東京海上日動火災保険株式会社

■営業店: 〇〇支店 〇〇支店

＜各種お問い合わせ先・事故受付窓口＞
■取扱代理店: ●●保険事務所

*2 学研災付帯学生生活総合保険加入者証

にゅうきょ
入居する

すぐに部屋をチェックしましょう。

- 窓ガラス、ドア、備え付けの電気など、破損、故障はありませんか？
- 床、壁、ふすまや障子など、汚れ、大きなキズはありませんか？

※見つけた場合は、すぐに大家さん・不動産会社に連絡してください。そのままにしておくと、退去する際あなたが修繕費用を支払う可能性があります。

にゅうきょちゅう
入居中の注意

1. 毎月の家賃の支払いは、必ず期日を守りましょう。通常、前月の末日が支払期限です。
ほとんどのアパートでは、2ヶ月滞納すると強制退去となります。
2. 契約書に名前が載っていない人がアパートに居住することは契約違反となります。
入居者が一人でも代わる場合は、不動産会社へ届出をしましょう。
3. 夜中に大声を出したり、パーティーを開き騒ぐなどして周りの住民へ迷惑をかけないようにしましょう。
4. ごみは分別し必ず別府市指定のごみ袋に入れ、決められた場所に出してください。
・収集日は地域によって異なるため、「ごみカレンダー」で確認してください。
別府市ごみとりサイクル 〈https://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/kankyous_gomi/g_siwake/〉
・指定日以外は、ごみ置き場にごみを出すことは禁止されています。
・ご近所の方に迷惑がからないようにしましょう。
5. 契約時に渡される契約書をよく確認し、入居規約を守りましょう。
6. 電気・水道・ガスは個人契約のところがほとんどです。自分で契約の手続きを行わなければなりません。
7. 長期間、家を留守にする場合は、必ず大家さん・不動産会社に連絡をしてください。防火・防犯の対処にもつながります。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

じょうき べつぷし めん しゃかいじん とうぜんまも まも ばあい きょうせいたいきよ たいしょう
上記は別府市民、社会人として当然守るべきルールです。守らない場合は強制退去の対象となることが
ありますので、じゅうぶんちゅうい じょうき いはん ばあい きょうせいたいきよ ばあい
奨学金受給や授業料減免も停止となる場合があります。

たいきよ 退去する

- たいきよとど おおや ふどうさんがいしゃ ていしゅつ
1. 退去届けを大家さん、不動産会社に提出する。
 - ほとんどのアパートでは退去する 1 ヶ月前までに退去届けの提出が必要です。
 - 退去届けの提出が遅れると、家賃を追加で支払わなければなりません。
 - アパートの住人が代わることは契約違反になります。新しい契約が必要です。
- でんき すいどう など かいやく しょうりょう せいさん
2. 電気やガス、水道、インターネット等を解約し、使用料をすべて精算する。
- たいきよたちあ
3. 退去立会いをする。
 - へや なか にもつ かぐなど のこ そな つ いがい すべ かたづ
・部屋の中に荷物や家具等を残してはいけません。備え付けのものの以外は全て片付けてください。
 - まど けいやく いはん あたら けいやく ひつよう
・窓ガラス、ドア、床、壁、ふすまや障子など、破損したものは修繕費用が必要です。
 - おおや ふどうさんがいしゃ いっしょ かくにん
・大家さん、不動産会社と一緒によく確認をしましょう。
- しきんせいさん
4. 敷金精算をする
 - にゅうきよじ あず しきん へや せいそう しゅうぜんひよう せいさん あま ばあい へんきん
・入居時に預けた敷金から部屋の清掃、修繕費用を精算します。余った場合は返金してくれます。
 - へや おお はそん おそん ばあい ついか せいきゅう
・部屋に大きな破損、汚損があった場合は、追加で請求されることがあります。
 - にゅうきよじ しきん ふよう ぶっけん せいそう しゅうぜんひよう せいきゅう
・入居時に敷金の不要な物件は、清掃、修繕費用はすべて請求されます。

ひっこし とく そつぎょう まえ かなら ふどうさんがいしゃ いっしょ たいきよたち あ ふよう
引越しをする時、特に卒業する前には必ず不動産会社と一緒に退去立会いをしてください。不要なもの
を部屋に放置すること、また粗大ゴミを指定以外の場所に捨てることは禁止されています。放置すると、
あと しょうぶんひよう せいきゅう
後で処分費用を請求されます。

そつぎょうしき たいきよてつづ お ばあい そつぎょうしょうめいしょ う と
また卒業式までに退去手続きが終わっていない場合、卒業証明書などを受け取ることができない
場合があります。まん いち たいきよひよう しはら きこく ばあい じっか れんらく たいきよひよう
万が一、退去費用を支払わないまま帰国した場合は、実家にも連絡し、退去費用
を支払ってもらいます。十分に注意してください。

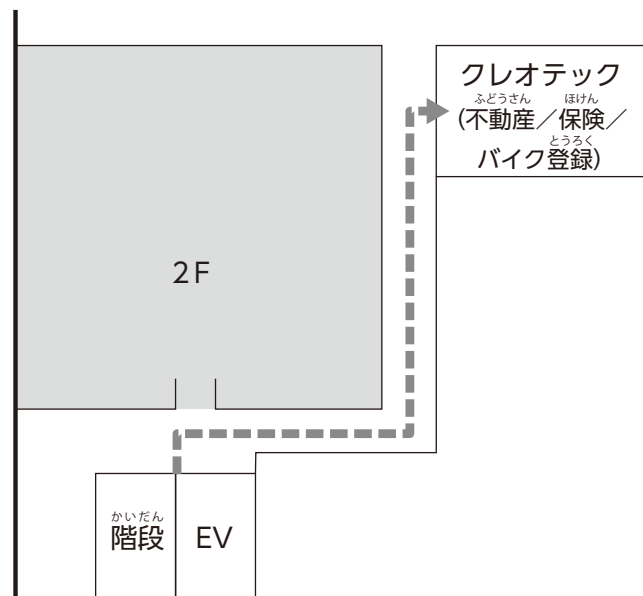
留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

APUで学ぶ国際学生の万一の事故や賠償責任に対する備えをし、日本での学生生活を安心して送るための制度です。本制度は、①借家人賠償責任②個人賠償責任③傷害保険（死亡・後遺障害）から構成されています。

学研災付帯学生生活総合保険は、APUの国際学生は原則全員加入しなければなりません。期限が切れる前に必ず(株)クレオテックにて更新手続きを行ってください。期限切れのまま入居し続けたり、引越したりすることはできません。十分に注意してください。

詳細は、パンフレット「留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」を参照ください。

クレオテックの案内



A棟2階
裏玄関側

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

ふどうさんようご 不動産用語

●敷金

退去後の部屋のメンテナンス代として使われ、残りは返金されます。

●仲介手数料

不動産業者に支払う手数料です。家賃の1ヶ月分以内と決められています。

●家賃

1ヶ月分の賃借料のことです。毎月末までに翌月分を支払います。

●共益費

アパートなどの階段、廊下、外灯などの共用部分の維持管理のために入居者が負担する費用です。

毎月家賃と一緒に支払います。

●町内会費

町内会により必要な場合があります、金額も町内会によって異なります。月額100円～500円程度

●敷引き・定額精算

入居者の使用状況にかかわらず、退去時に敷金から一定額を無条件に差し引くしくみです。

アルバイト

学費や生活費を補う目的でアルバイトを行う場合であっても、日常的にはAPUの学生として学修に専念することが必要ですので、学修の妨げとならない範囲でアルバイトを行うことが求められます。

※国際学生は、資格外活動許可を取得し、下記認められた就労の範囲内で就労することができます（詳細は107ページ参照）。

〈資格外活動許可で認められている就労時間〉

- ・APUで授業がある期間中（クォーターブレイクを含む）：1日8時間以内かつ1週間28時間以内
- ・APUで授業のない期間（長期休暇中）：1日8時間以内かつ1週間40時間以内

アルバイト先を探す際の注意

在留資格が「留学」の学生は、下記のようなアルバイトはできません。下記のようなアルバイトを絶対に行わないでください。

- ×風俗関係（キャバクラ、スナック、個室マッサージなど）
- ×アルコールをメインに提供する店（バーなど）
- ×マルチ商法、ネズミ講商法に関するもの
- ×マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター
- ×商品の代理購入業

特に国際学生については、資格外活動許可を得ていても、風俗関連業等に従事した場合、入管法により国外退去処分を受けます（掃除や血洗いをするだけでも不可）。

学内アルバイトについて

学内のアルバイトについては、「学内アルバイトセンター」のホームページで募集しています。現在募集中のアルバイト一覧や、申込の流れ、登録方法についても下記ホームページで確認できます。

【学内アルバイトセンター】

https://www.apu.ac.jp/studentsupport/part_time/about/



国際学生の資格外活動許可の申請書類も学内アルバイトセンターのHPからダウンロードできます！

アクティブネット

国際学生向けの学外でのボランティアや仕事に関する情報は大学コンソーシアムおおいたの「アクティブネット」に掲載されています。

<https://activenet.ucon-oita.jp/>

だい き ぼ さい が い など 大規模災害等がキャンパスを含むエリアで発生した場合の対応

※大規模災害とは、以下のような場合を想定しています。

- 別府市に災害救助法が適用された場合
- 災害対策基本法の第2条第1号に定める災害が別府市で発生し、かつ、それに対処するため、同法第24条に基づき内閣総理大臣が「非常災害対策本部」を設置したもの。

本学では、大規模災害が発生した場合の対外的な情報発信を、大学の公式ウェブサイトから行います。

本学公式Facebookや大分県・別府市等の災害関連ウェブサイトも集約し、学生および保護者のみなさまが必要とする情報にアクセスしやすい形で、ニュース等では報じられない本学の状況や災害の情報を順次発信します。

学生のみなさまへは、学生向けウェブサイト（Campus Terminal）からも安否確認の連絡や大学からののお知らせを発信しますので、必ず確認してください。

大学の公式ウェブサイト

①【日本語】

<https://www.apu.ac.jp/home/>



②【英語】

<https://en.apu.ac.jp/home/>



災害時の情報提供ページ

※このページは、大規模災害発生時のみ表示されます。お気に入りに登録する場合は大学の公式ウェブサイトに登録してください。

③【日本語】

<https://www.apu.ac.jp/home/gallery/article/?storyid=155>



④【英語】

<https://en.apu.ac.jp/home/gallery/article/?storyid=155>



また、次の点にもあわせて留意し、大規模災害等に備えてください。

- 本学では、「いざ災害にあったときどのように行動したらよいか」というマニュアル「緊急災害対応ハンドブック（学生用）」を作成し、大学の公式ウェブサイトで公開していますので、ご一読ください。
- 災害発生時には安否確認等の電話が増加し、回線が繋がりにくくなります。ご家族・知人と緊急時の安否確認の方法について確認を行ってください。

※電話会社等が提供している災害用伝言板の使用には、事前に登録が必要な場合があります。平時に、連絡先を登録する、利用方法を確認する等、適切な準備を行っておくことが大切です。

「災害時の情報提供ページ」の画面イメージ



緊急災害対応ハンドブック（学生用）

⑤ 【日本語】

<https://www.apu.ac.jp/home/life/content40/>



⑥ 【英語】

<https://en.apu.ac.jp/home/life/content40/>



別府市防災マップ

⑦ 【日本語】

https://www.city.beppu.oita.jp/doc/bousai_syoubou/bousaijyouhou/bousai_map/bousai/all.pdf



⑧ 【英語】

https://www.city.beppu.oita.jp/doc/seikatu_gaikokujinmuke/ei/disaster/all.pdf



SOSカード

